

# 淀川水系流域委員会 第69回委員会

## 議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

中村委員、水野委員

日 時	平成19年12月27日（木）
	午後 3時40分 開会
	午後 8時50分 閉会
場 所	大阪市中央公会堂 3階 中集会室

[午後 3時40分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、これより淀川水系流域委員会第69回委員会を開催いたします。司会は庶務の近藤でございます。

本日出席のご報告をいたします。会場に13名出席しておられますが、一応18名でご出席のお届けをいただいておりますので、定足数には達しております。委員会として成立しておりますことをご報告いたします。

審議に入ります前に、ただいま配付いたしました資料のご確認をさせていただきたいと思っております。袋の中に入れてございます右肩に番号のついてある資料で、報告資料1、審議資料1、審議資料1-2-1、1-2-2、審議資料1-3-1、1-3-2、1-3-3、審議資料1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、その他資料、参考資料、あわせて15点の資料を袋に入れてお配りしております。不足等ございましたら、庶務の方にお申し付けいただければと思います。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、2月11日に開催いたしました第68回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際には必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては音の出ないよう設定をお願いいたします。

それでは、宮本委員長、よろしく願いいたします。

○宮本委員長

皆さん、こんにちは。宮本でございます。年末の大変お忙しい中、たくさんお集まりいただきましてありがとうございます。

早速きょうも審議に入りたいと思っておりますけれども、きょうは川上ダムと上野遊水地について集中審議を行うということになってございます。ただ、先日国土交通省の方で事業費についての発表をなされましたので、この委員会といたしましても、その内容につきまして、川上ダムと上野遊水地の集中審議の前に河川管理者から説明は受けたいということを思っております。きょうも、一応予定は19時30分までという長丁場でございますけれども、きっちりとかつ円滑な審議を行いたいと思

っております。どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、報告ということで庶務お願いいたします。

## 2. 報告

### 1) 前回委員会以降の会議開催経過について

#### ○庶務 (日本能率協会総研 前原)

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。報告資料1をご参照ください。

12月11日に開催されました第68回委員会についてでございます。まず、川上副委員長より琵琶湖と丹生ダムについての認識及び疑問点について説明がなされた後、審議が行われました。まず、代替案の検討について、丹生ダムの貯水容量を琵琶湖岸の浚渫で確保できないのか、また内湖復活によって異常渇水対策容量が確保できないかなどの意見が出され、それらの可能性と課題について審議がなされました。異常渇水対策について、取水制限の開始時期及び下流の維持流量削減の見直しによって、異常渇水対策容量確保の必要性はなくならないかなどの意見が出され、審議がなされました。瀬切れ対策について、農業水路を利用して魚類等は瀬切れを回避しているのではないか、高時川の瀬切れの原因は人為的なものではないかなどの意見が出されました。今後の委員会の開催について、意見書作成の目標期限などについて審議がなされ、河川管理者からの回答がすべてそろった上で検討するといった意見が出されました。

次に、第9回委員会作業検討会ですが、川上ダム審議のための準備作業として12月19日に行われました。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

それでは、事業費関係について河川管理者からご説明をお願いいたします。

#### ○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

河川調査官の井上でございます。それでは、これまで委員会からいただきました質問への回答と、その中で事業費の中もご説明させていただきたいと思っております。座らせていただきます。

お手元にお配りしている資料、かなり多数ございます。まず、1-3-1はいただいております質問の受付番号1329から1464、これまでの再質問の関係が中心となった質問でございます。

それから、1-3-2は第67回までの未回答分ということで、質問とその回答集ということにつきまして、2つに分けて用意させていただいているところでございます。今回、本日の委員会までに私ども質問への回答をきちっとするというので、基本的にこの中に、これまでいただきました

質問について不十分であった点、未回答であった点、それにつきまして回答欄に記述をしたところでございます。この中には本日の委員会でお示いたしますというものを含まれておりまして、それにつきましてはこれからご説明する資料として用意しているところでございます。ここでお配りしているのが、現時点での我々の正規の回答ということでごらんいただきたいというふうに存じます。

1-3-3でございますが、これは「別紙集(その4)」となっております。これまでの質問・回答の中でも別紙集ということで用意させていただいておりますが、その4ということで今回にかかわる別紙集でございます。質問の回答の中で図面・表等を必要とするものにつきましては、この別紙集の中で整理させていただいております。

それから、審議資料1-4、1-5でございますが、これはこれまでの質問の中で各降雨規模あるいは流量の、整備の段階においてどのように水位が変化するかということにつきましてのご質問が多数ございまして、それにつきまして用意したものが1-4と1-5でございます。

1-4の中では、この水位縦断図を整理する中で、河川管理者としてどのように水位縦断というものをとらえているのかということにつきまして、最初に私どもの整理の仕方について述べさせていただいているところがございます。

特に、前々回、大戸川ダムの審議のときにおきまして、桂川の羽東師地点の水位につきまして、私ども前回は越流をしているということについて水位縦断の中でうまく表現ができていないという点がございましたので、その部分についての回答も含めまして、この中に用意しているところがございます。

少し解説をさせていただきますと、1-4の最初には、私どもが計算しております水位というのは、まず流出解析をして流量を出し、それから河道を流れている流量を水位に変換するという作業を実施しているわけですが、その場合貯留関数というものを用いて流量を求め、それから水位に変換しております。この水位への変換に当たりましては、いろいろ河道を流れている洪水によって流量と水位の関係は変わるわけですが、ここでは本川・支川の流量が常に計画高水流量の比率で分配されていると仮定した形で一時的に求められる流量、水位の変換を使っているところがございます。流量がその地点の流下能力を超えたときに越流をするという形で評価しているもの、これをどのようにしているのかについて、ここに詳述をさせていただいているところがございます。

そのやり方で求めましたのが、ページで申しますと13ページの上段にある図でございます。13ページの図におきまして、前回我々のお示ししたのが、越流した後の流量を用いて図をお示してい

たために越流の表現ができておりませんでした。今回、これにつきまして改めて、このお示しした計算手法に基づきまして、ここに改めて計算してお示しをさせていただいているところでございます。これが現況河道におきます桂川の水位縦断でございます。

それから、整備をいたしました後、この戦後最大洪水が流れている河道、その河道をつくるのはどのような計算で実施するのかというところにつきましては、1-4の資料の2ページのところに書いてあります。戦後最大対応河道というものの断面形状をどのように作成し、それに基づいて戦後最大洪水が計画洪水以下で安全流下させることができるのかということ、これにつきましては一番最後のページ、30ページのところで記述させていただいております、30ページのところに計画高水以下で流れているということをお示しさせていただいているところでございます。これが1-4でございます。

それから、1-5につきましては、これまでもご質問でいただいたところでございますが、洪水の規模がある洪水の倍率を変えたときにどのように越水がなされるのか、ダムが洪水調節容量をオーバーしてパンクをするのであるか、そういうようなものをお示しするために用意した資料でございます。ここで用いております計算は、洪水規模が大きくなりますと越水をして氾濫するというところでございまして、氾濫シミュレーションと組み合わせるために不定流という計算を用いて計算をしているところでございます。一度氾濫した流量がまた河道の中に戻ってくるということもございまして、そういう計算ができる手法をこの中で用いて、昭和28年の台風13号の倍率を変えたときの形で整理をさせていただいているものでございます。これまで求められていたデータでございまして、ここで整理をさせていただきます。詳細につきましてはの説明は、ちょっと時間の都合上割愛させていただきます。

それから、ここが水位関係の資料でございまして、これも質問でいただいたところでございますが、事業費の質問が1-3-2にございます未回答のところ、これまでかなり多くのご質問をいただいていたところでございます。事業費に関する回答につきましては、審議資料1-6と1-7で用意させていただいております。

1-6でございますけれども、これは先日12月20日に私どもが記者発表をさせていただいたときの資料を、ここに掲載しております。これについて、どのような内容であるかご説明させていただきます。12月20日のときに記者発表いたしました内容は、淀川水系の3つのダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、これの概算事業費でございます。概算事業費ということは、現時点でできるだけの精度で求めたものでございます。これまで金額の精査を行ってききましたが、その整理ができたので概算事業費をお示しさせていただいたところでございます。

また、この記者発表資料の中におきましては、整備手順もあわせて整理させていただいております。事業費との関連もございますので、改めて再度体系的に淀川水系の治水対策の進め方を取りまとめましたので、この中に用意させていただいているところでございます。

審議資料1-6の2ページ目、ここに3つのダムのご概算事業費の事について記述しております。詳述につきましては、そのページの後の5ページから7ページにつきまして、個々のダムの事業費の詳細を記述しております。

5ページにおきましては、大戸川ダムの事業費が1枚で説明しておるわけでございますが、現行計画に基づく事業費740億円、これは昭和63年の単価で整理したものでございますが、変更後の事業費といたしまして、平成19年度の単価をもちましてダムの建設に要する額といたしまして1,000億。それから、大戸川ダムにつきましては利水者が撤退しておりますので、この撤退利水者のみに係るもの、つまりダムの建設には直接寄与しなくなった額でございますが、それが80億ということでございます。5ページの「2. 事業費変更の要因」、以下①、②、③で今回の変更要因を整理しております。これは以下、天ヶ瀬ダムの再開発、川上ダムについても同じような整理をしておりますが、①といたしましては物価上昇、消費税の導入、税率の上昇ということで、どれぐらい上昇したのか。それから、②といたしまして工事内容等の変更に関しましてどのような増減があったのか、③といたしまして用地補償及び補償工事関連でどのような増減があったのかということ、各ダムの事業の特徴と照らして個々に記述しておるところでございます。5、6、7、それぞれのダムについてここで整理をさせていただいているところでございます。

これを総括する形で整理しておるのが、また前後いたしますが、2ページの方に戻っていただきたいと思っております。この2ページ、5、6、7ページでお示しいたしました事業費の変更要因、①、②、③という整理もございますが、この中でまた区分を変えて整理もいたしました。ここで、2ページの上から2つ目の丸のところAとBというものを用意しております。Aはどのようなものかといいますと、制度や基準の改正など半ば自動的に変更されるもの。つまり、我々事業主体のいろいろ設計であるとか調査によって変わるものではなくて、社会事情によって変わるものがAとして区分しております。Bにつきましては、我々が実施する調査、それによって計画や事業内容を変更することによって変化するもの。それでAとBということで分けております。中身、AとBの内訳はその下に書いてあるものでございます。

この同様の整理をしたものを表にまとめたのが下の総括表でございますが、これまでの既支出済額、残事業費、それから今後の変更後のダム建設費用、これまでの現行計画の事業費というもの、それから増額。増額の総額は⑥で、これは一緒でございますが、AとBというものの内訳をさらに

示したものがこれでございます。

私ども、今回この3つのダムとも変更後の事業費ということをお示したわけでございますけれども、まだ具体の工事实施に伴いまして変更などの不確定要素はあるものの、今後大きな増額はな  
いと見込んでいるところでございます。また、今後の事業の実施の各段階におきまして施工の合理  
化等によって、さらなるコスト縮減を図っていきたいと思います。

なお、今回淀川水系の5ダムのうち、丹生ダムにつきましては、ダム形式を確定するための調査  
検討を行うこととしておりまして、現時点では事業費を算出はしておりません。余野川ダムにつき  
ましては、2ページの総括表の注3のところに記述しておりますが、今仮に事業継続をするという  
ことで残事業を見積もると約290億円ということでございます。ここであわせてお示しさせていた  
だきました。

それから、記者発表資料、事業費の関連でございますけど、我々は治水対策の進め方ということ  
をお示ししております。整備順序、整備手順ということも非常に重要なことございまして、整備  
手順を考えるに当たりまして河川管理者として今の治水の現況がどうであるのか、それから今後対  
策を進めるのにどのような基本的な考え方で臨んでいるのかと、これまでもお示ししているところ  
と重複するところがございますが、改めてここに簡潔に整理させていただきましたので、これを  
またごらんいただきたいというふうに考えております。これを3ページ、4ページに簡潔に示しま  
して、また詳細につきましては9ページ以降の別添資料ー2ということで、現状以下内容をお示し  
しているところでございます。

今後の整備の手順でございますが、今回整備計画の原案ではおおむね20年から30年程度というこ  
とで対象期間を考えておりますが、整備の手順自身は、この治水対策そのものは、これからこの30  
年だけではなく、今後進めていく全体的な中でとらえることが重要だと考えております。17ページ  
の「具体の整備順序の検討」というところで、私ども今後どのように整備を進めていくのかという  
全体的な課題をとらえて、その中で整備計画の中に位置づけているのかということにつきまして、  
17ページ以降に説明の資料を用意しております。具体の整備順序の検討に当たっては、整備メニュ  
ーごとの事業効果、影響範囲であるとか、事業費、完成に要する期間などの事業の熟度、それも含  
めて整理したところでございます。

具体的に整備計画の中に位置づけているものとしたしましては、18ページのところに「水系全体  
として戦後最大洪水に対応するまでの整備順序」といたしまして、前提条件、それからどのような  
メニューがあるのかという整備候補、それらの整備候補の中でどの事業がどういう状況なのか、熟  
度も含めて比較検討いたしました。その結果、この中では整備計画期間中に天ヶ瀬ダム再開発、大

戸川ダム、川上ダムの整備を先行して実施する方が有利であるというふうな考えを私どもは提示しているところでございます。

それから、中上流部の改修につきましても、この順序に従って実施していくということが望ましいということで、整備計画の原案に位置づけているものは、このような考え方で整備順序として整備できるということで、ここに改めてお示したところでございます。

19ページは整備計画とも関連をいたしますが、その後の整備順序の全体像として明らかにさせていただいているところでございますが、事業の熟度が高まった時点で改めて検討する必要があるものでございまして、そういうことも含めて今後のことを検討してまいりたいというふうに思っております。

22ページ以降は、今回提示させていただきました3つのダムの整備効果についてということで、このダムがある場合とない場合でどのような効果が各河川に影響を及ぼすのかということにつきましての事例を整理しております。あわせて、各ダムの費用対効果につきましても整理した結果をお示ししているところでございます。

これが審議資料1-6でございまして、3つのダムを中心とした事業費のことについて説明いたしました。

それから、審議資料1-7の方に移らせていただきます。これは、今は3つのダムだけ審議資料1-6でお示しましたが、整備計画に盛り込んでいる事業はダムだけではございません。改修事業であるとか環境対策でありますとかそういうものがございまして、そこにかかわる概算事業費をここで整理しております。別紙の2、ページ数で申しますと5ページになりますが、5ページにおきまして今回原案の中に盛り込んでいるもので、現時点において概算事業費を見積もることができるものにつきまして、ここに提示しております。工種別、それから河川別ということで、それにかかわる主要事業について表の形で整理し、概算事業費の金額を整理したところでございます。現時点におきましては、想定可能な範囲で見積もったものでございまして、今後関係者との調整であるとかコストの縮減の工夫によって変動幅を有するものでございまして、ということで大きくは100億円単位でまとめているものでございます。

なお、ここで掲載しております全体額等につきまして、現時点におきましてその財源が確保されたものではない、これは皆さんもおわかりのことではございますが、原案の中で位置づけているものの概算事業費を見積もったものでございます。

それから、自然環境の保全であるとか再生に対する新たな取り組みなどについても原案の中には記述しております。それから、高規格堤防の整備についても今後の調査・調整を踏まえて実施内容

ということがふえることとなりますが、すべて見積もることができている状況ではないものもごございますので、それについては先ほどの5ページの別紙1、2は含んでおりません。今後必要に応じて、それについて含めていきたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、2ページでございますが、この整備計画に盛り込んでいる事業を実施するとどのような効果があるのかというものにつきまして、2ページに記述しております。先ほど1-6でお示したのは3つのダムに関してのみの費用対効果を示しましたが、ここではそのダムも含め河川の改修も含め、どの程度の費用対効果があるのかということを整理したものを示しております。2ページの下にございますように、結果として、我々が試算した、算定したものは、費用対効果は3.8ということでお示しさせていただいております。

なお、この試算がどのように行われたかということにつきましては、7ページ以降の参考資料で費用、便益費、B/Cの算定手法ということで、これは私ども国土交通省全体で整理しております治水経済調査マニュアル案に従いまして算定しております。淀川だけ特別なものを行っているのではなく、全国この考え方で整理しているもの。これの主な考え方について、7ページ以降整理したものでございますので、参考までにご用意させていただいております。

それから、3ページでございます。3ページは先ほどご説明いたしました大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダムの概算事業費でございますが、額につきましては審議資料1-6でお示したところでございますが、この各ダムの建設にかかわる各府県利水者等の費用負担割合については、今後各関係者と協議・調整をしていくところでございまして、確定をしておりませんので、お示することはできません。ただ、これまで事業を実施してきている中で、現在の計画におきましての費用負担割合というものがございまして、それにつきまして3ページ、4ページにおきまして、各ダム別の負担割合についてお示しをさせていただいているところでございます。

なお、大戸川ダムにつきましては利水者が撤退をしておるということで、ダム事業としては今後洪水調節専用ということになるということで、これについての全体の負担割合は変わるわけがございますし、川上ダムにつきましても一部の利水者の撤退等がございますので、そういう変化はございます。今後関係者と調整して、この負担割合を決めていきたいというふうに考えているところでございます。これで、1-6、1-7でございます。

それから、1-8でございますが、これは丹生ダムの補足説明ということで用意しております。これは前回12月11日のときに、委員会の中で委員の方々からご質問いただいたもので、なおかつ今までの質問票の中には掲載されなかったものがございまして、河川管理者としてお答えするとお約束しておりましたので、これにつきましてQAのような形で整理をして、ここでお示しをしたとこ

ろでございます。いただいております幾つかの課題につきまして、この場でこの資料をもって回答をさせていただきたいと思っております。ここでの詳細な説明は割愛させていただきます。

今までに、これまでいただきまして、8月以来の委員会以降、私どもの原案の説明ということを見せていただきまして、河川管理者の考え方を理解していただくために、またいただきました質問に対して回答してまいったところでございます。これまでの質問総数が1,500近くに及んでいるところでございます。河川管理者といたしましては、この解答の作成に当たりまして誠意を持って取り組んでまいったところでございますが、質問の中には即答できるものもございましたけれども、データの整理や比較検討などの追加の作業が必要で、そのために時間を要したものもございました。本日ここに、先日の委員会でお約束いたしましたとおり、これまでいただいた質問に対しての回答を提出させていただいたところでございます。質問の中には、まだ詳細なデータをご要望のような質問もございまして、こうした質問に対しては個別に対応させていただくということも書いてあるものもございます。さらに追加的な質問があった場合にも、私どもといたしましてはできるだけ早急に対応することとさせていただきます。

私どもといたしましては、これまで補足説明、こうした質問への回答を通じまして、基本的な考え方をお示しできたのではないかとこのように考えているところでございます。私どもといたしましては、今年度内の整備計画の策定ということを目指して、流域委員会、各府県、市町村、住民の皆様から意見をいただいて案を作成して、必要な手続を進めていきたいと考えております。

このようなことから、この委員会におかれましても、質問回答への内容あるいは原案の説明ということで審議を進めていただいて、意見をできるだけ早く出していただければというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

### 3. 審議

#### 1) 川上ダム及び上野遊水地に関する審議

##### ○宮本委員長

それでは、次の川上ダムと上野遊水地に関する審議に入りたいと思っております。

きょうは山下委員が一応進行役といいますか整理役ということになってございますので、山下委員、よろしくお願ひいたします。

##### ○山下委員

それでは、川上ダムと上野遊水地ということで進めていきたいと思っております。

最初に、きょうの話の進め方についてご了解をいただいておりますかと思っております。というのは、

2つあります。1つは、河川管理者とのこれまでのやりとりを踏まえて、きょうの参考資料1-2-2の方に「川上ダム建設事業について」という河川管理者からの資料の提供があります。これまでの質問とかやりとりについて河川管理者として一応の回答といいますか応答をさせていただいているので、それを対応させながら進めていきたいと思います。

2つ目に、議論になるような論点、全部最初にやってしまっただ議論しようという、なかなか交通整理も難しいというところがあるので、次の順序でそれぞれの項目ごとに区切りながら議論を進めていきたいなと思います。順番については、いろいろ考え、相談もしたのですが、最初に既設ダムの長寿命化をめぐる問題についての議論をして、2つ目に利水に関する問題を取り上げて、3つ目に川上ダム建設にかかわる環境への影響をめぐる問題、4つ目に治水に関する問題、1つは上下流バランスの問題として、上野地区の浸水対策と狭窄部下流部の治水対策の話を取り上げて、ご意見をいただきたいというふうに考えています。淀川本川も含めた全体の上下流バランスをめぐる問題については、次回に大戸川ダムの継続審議が控えていますので、そこで一括した方がいいかなと考えておりますが、時間があればご意見をいただければと思います。

事前に何人かの委員の方から、環境の取り上げ方については、河川法の改正というものを踏まえると治水・利水と環境との折り合いを図るといふ議論が必要ではないかとか、環境の考え方がどう出されているのか、基礎案からどのように引き継がれているのかということをしっかり議論しなきゃいけないのではないかとご意見をいただいています。私もそのとおりだろうと思うのですが、いきなりそこから入るといふのは少し乱暴ではないかと思ひますし、まずはスライドに上げたようなところを議論した上で、これまでの委員会の議論なり考え方というものを踏まえて、どう考えていくかということに入っていききたいというふうに思ひます。

もう1つ、この項目には事業費に関する話が出てきていないのですが、これは今河川管理者の方から説明もありましたし、関連するところで適宜、委員の皆さんからご発言をいただければというふうに考えております。

大体こういうふうな進め方でよろしいでしょうか。嫌だと言われるとシナリオが狂うので、うんと言っていたきたいのですが。

それでは、最初に既設ダムの長寿命化のための容量の確保も配慮するという、いわゆるアセットマネジメントに関する話に移っていききたいと思ひます。1枚めくってください。

念のための議論の前提というか、改めてこういうことは言わなくてもよろしいのだからと思ひますが、それこそ念のためなのですが、この既設ダムの長寿命化を配慮していくということは、基本的な考え方としては、それなりに理解できるころだろうと思ひます。あるものを大事に使って

いくという意味ではわかると。

2つ目に、しかし、あくまでもダムをつくるということであれば、そういうこともできたらいいなという補足的な位置づけに置かれるべき議論であろう。したがって、川上ダムの必要性、利水、治水上の必要性として上げられるべきものではなくて、むしろそれが既にあって、ダムが必要だという上で、このアセットマネジメントの議論というのをすべきということであろうというふうに理解をしています。

もちろん、これまでこういうことについての先例がないとしても、この木津川水系で効率的に実施できる可能性があるというなら、それはそれで理解できる場所ではないかと。まずは、河川管理者が考えているところがそれなりに合理的かどうかということを検討していくということではないかというふうに思います。

基本的な考え方としては、川上ダムに代替容量を確保して、木津川上流ダム群の個々のダムの水位を下げて、堆砂を順次除去していく。堆砂の除去は洪水調節容量と不特定利水容量内で非洪水期に水位低下をさせて、陸上の掘削を行うと。木津川上流ダム群でローテーションを組んで、個々のダムごとに実施していくというふうに単純化すれば多分そういうことなのだろうと理解をしました。

論点に入っていきたいと思うのですが、まずは、すべきでない、川上ダムが利水、治水上必要だとしても、それに加えてさらにこういうことで規模を維持する必要はないのではないかという考え方が1つあるかと思います。すなわち、ダムの規模の縮小をすればいいという考え方があろうかと思います。長寿命化の施策を実施したときとしないときと、要するに、コストないし負担というものを見ていく必要があるのだろうと思います。

関連して、これは治水のところに出てくるので、そこで検討したいと思うのですが、どうせダムをちゃんとつくるのであれば、その分、アセットマネジメントで使うよりは、その分全部治水で洪水防止のために使ったら、活用したらどうだという考え方もあろうかと思います。

論点の2つ目ですが、ではコストから見て、この長寿命化施策が妥当かどうかということがポイントになろうかと思います。関連して1つは、コストというときに、これはこれまでの委員会の意見でも出ていましたが、社会的なコスト、環境的なコストというものをきちっと反映させた上での議論になっているかどうかということがあろうかと思いますし、関連して2つ目が下流自治体の費用負担面などを見るとどうなるのかということもあろうかと思います。さらに、代替容量、お配りしてあるプリントの方の訂正があるのですが、830になっていますが、これは830万で、万が抜けておりますので、訂正をお願いいたします。申しわけありません。で、代替容量の設定が事業費の観点から妥当かどうか、その根拠はということで、これについては、資料1-2-2の49ページ以下

に河川管理者の考え方が示されております。

同じものが資料1-2-2の56ページにもありますけれども、830万がコストとしては一番リーズナブルだということになっておりますが、本当にそうなのかというところは議論があるかもしれません。

スライドを1枚戻してもらえますか。2つ目について、この長寿命化施策は、治水事業として実施されるわけですが、費用負担のあり方からすると、利水者にもメリットがあるわけですから、治水、利水含めて検討してはどうかということがあろうかと思えます。これは73ページあたりに費用負担が出ているわけですが、済みません、あちこち飛びますが、73ページあたりだと思ったのですが、に出ているところです。

これは、河川管理者からいただいた資料ですが、コストとしては、浚渫による既存ダムの堆砂除去だと、50年で、資料1-2-2の50ページに出ている数字ですが、評価対象期間を50年と設定をした場合に、既存ダムの堆砂除去を浚渫で行うと837億円で、川上ダムに代替容量を確保して行くと、193億の初期投資プラス継続的な管理等の費用209億で402億という数字を示しておられます。

論点の最後として、川上ダムで代替容量を確保する方法しかないのか、アセットマネジメントを行うとしても、川上ダムなしでやるという可能性があるのではないかということで、とりあえず5つに整理をしました。1つは、高山ダム・青蓮寺ダムの利水容量を活用する案、既存施設を弾力的に運用する案、非洪水期の洪水調節容量を活用する考え方、最低水位以下の容量を活用する考え方、洪水期に掘削を行うという考え方です。

このような可能性が提案されているのですが、資料1-2-2の57ページのところから、5.5の長寿命化容量の代替案比較ということで、河川管理者の方がこの1から5の代替案の可能性について一応の検討をされています。河川管理者としては、利水の安全度を低下させることとなるといった理由から、こういう代替案というのは無理という答えを示しておられます。

この川上ダムなしの可能性が本当はないのかどうかというところは、委員の皆さんからご意見をいただきたいというところでございます。

一応ここでアセットマネジメントに関することということで、私なりに整理をした論点を示させていただいて、それに対して河川管理者の方からの考え方というもののリファーマーをさせていただきました。いかがでしょうか。この点について委員の皆さんからご意見をいただければと思います。

それと、口火を切るという意味ではないのですが、審議資料1-9に千代延委員から追加資料が出ております。代替案についてのご提案ということなので、口火を切る意味で最初にご発言をお願いできますか。

### ○千代延委員

千代延です。今、山下委員の方から、代替案について河川管理者は利水の安全を損なうということで、いずれも可能性を否定されているようだとおっしゃいましたが、そのすぐ後に利水の安全を損なうような提案で、まことにタイミングが悪いとは思いますが、ちょっと説明してよろしいですかね。

### ○山下委員

できれば手短にお願いします。

### ○千代延委員

それで、これも大きく言えば、さっきの5つの案にありますけれども、私のこの提案は、高山ダムにあります水道用水のための利水容量、非洪水期で1,750万 $m^3$ あると思いますが、そこに水利権を持っていますのは、いずれも枚方から下流のところで取水している水道事業者さんですからその容量を活用させていただくと。もっと具体的に言いますと、トータルで高山ダムに5 $m^3/s$ の水利権をお持ちです。そのうちの全部でなくて、最大で5割弱ですけども、それを活用してこの川上ダムに代替容量を設けることなくやってみたらどうですかと。

途中いろいろありますけれども、その結果、今私がここで申し上げたいのは、あくまでも経済性の問題です。その反面、やっぱり利水の安全度が幾らか落ちます。この前提で申しますと、河川管理者の方は、先ほど山下委員の今出されました審議資料1-1のスライドの10に、河川管理者が従来から申しておられますAプラスB、初期投資とランニングコストですね。AプラスBのコストを掛けて、陸化して掘削するというメリットをとろうというお考えですが、私の提案のAプラスBは当然わざわざダムに容量を新設するわけではありませんので、その分が比較にならないほど安くなります。

結論から、後から根掘り葉掘り見てもらったらいいのですが、結論から申しますと、私の出しております5ページ目、別表2です。別表2の、これは50年間のコストということで、50年間というのは累計をただけです。一番下を見ていただきますと、利水者、水道事業者の水利権を活用させてもらうということは、それだけ水利権に制約を加えるということですから、水道事業者が水利権を取得するために投資した初期投資、これに制約を加える期間中は補償してあげなくてはならないと思います。そのお金と。

もう1つは、ダム管理費の利水者負担分があると思うんです。これも制約を加える期間は補償をしなくてはならないというふうに考えます。補償する期間は、今河川管理者の堆砂除去実施の前提となっていますのは、非洪水期の8カ月ですから、補償期間というのは、12分の8でこれを補償す

る。67%補償すると。それから、ボリュームとすれば、丸々  $5 \text{ m}^3/\text{s}$  を全部使うわけではありません。青蓮寺ダムの掘削のときが  $1.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、比奈知ダムであれば  $1.2 \text{ m}^3/\text{s}$ 、それから、高山ダムであれば、 $830 \text{ 万 m}^3$  ですから、これは比率でやるしかないのですけども、 $1,750$  万分の  $830$  万ということで、その比率に  $5 \text{ m}^3/\text{s}$  を掛けたものなんですけど、今データを持ってきていますが見当たりませんので、そういったものを補償する。丸々補償ではなくて、そこが全体に対する、例えば  $5 \text{ m}^3/\text{s}$  分の  $1.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 。それだけを補償すると。

期間の補償とボリュームの補償ということを考えまして、計算したのでありますが、時間がありませんので結果だけ申しますと、もとへ戻りまして、さっきの別表2です。別表2で、まず初期投資につきましては、今私はわかりません。100数十億だと思いますけども、初期投資の累計が  $0.1537$ 、ですから、初期投資がもし100億であったとすれば、15億3,700万円。これが50年の累計ですね。それから、毎年の管理費、これが50年間の累計で18億7,700万、これを現価換算で河川管理者の方と同じように割引比率の4%を使いますと、その右の方の補償金額、現価という一番下のところを見ていただきますと、初期投資に対しまして、 $0.0779$ の初期投資を掛けたらいいわけです。ですから、初期投資が仮に100億にしますと、7億7,900万円。それから、管理費については9億5,000万円という値になります。

したがいまして、先ほど山下委員のおつくりになった、これはもちろん河川管理者の方の数字ですと、Aのこれは初期投資を現価換算したものですから生の数字ですか、193億円。

○山下委員

一応、この1-2-2の49ページに出ているのが193億ということですよ。ダムの。

○千代延委員

193億、恐れ入ります、これは現価換算ではなくて、もとの単純な累計をされたものですか、AとかBは。Aは累計ということではないと思いますけれども。

○山下委員

手短にしませんか。

○千代延委員

これで終わります。

○山下委員

幾らになるわけですか。

○千代延委員

この比較で、今の数字の最後ですね。ですから、現価換算しますと、50年の累計がAを仮に100

億としますと7億7,900万。それから、管理費については9億5,000万、これを両方足したものがAプラスBです。河川管理者のおっしゃるAプラスBです。これを比較していただければ、利水安全度は確かに今何もしないことに比べれば落ちますけども、経済比較をしますと、非常に大きな差が出るということでございます。

ちょっとわかりにくかったと思いますが、以上です。

#### ○山下委員

ありがとうございます。

結局、私なりにちょっと気になっているところは、代替案に関して言えば、利水安全度を下げるといふか、場合によつたらちょっとぐらい下流の方にちょっと我慢してもらいたい形でどうだという議論があり得るかなということにつながっていくのだらうと思うのですが、いかがでしょうか、この点について。委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

岡田委員いかがでしょうか。

#### ○岡田委員

ここに書かれている計算の詳細、話をまだ把握できてないので、その辺の技術的なことはちょっと横に置きまして、考え方としてそういうことはあり得ると思います。その1つは、その利水安全度が低下する問題というか、そういうことをどう考えるかということです。そもそもこういうことは制度的な問題として、いろんな障壁があるのかなのか、当事者が合意できれば成り立つ話なのか、そういういろんな制度的な障壁の問題、あるいは調整のためのコストとか、そういったことも少し別の観点からは考慮すべきではないかというふうに思った次第です。

#### ○山下委員

これは、次の利水の話とも絡んでくるのですが、要するに、利水権者間の合意形成、調整のところが多分今ご指摘のところだらうとは思いますが、それは後でまたもう1回出てくる話だらうとは思いますが、ほかにいかがでしょうか。

では、お願いします。

#### ○竹門委員

竹門です。山下委員が最初におっしゃっていたアセットマネジメントについては、川上ダムの必要性和必ずしもリンクしないでもできる可能性があると思われまふ。今議論しているのは、川上ダムの必要性に対してアセットマネジメントを主張することに問題があるという論点で議論をしているわけだ。

それについては、事務局の方で出されている資料の51ページの長寿命化対策に関して申し上げま

す。ここでいう浚渫は、湛水されていることを前提にされていると思うのですが、治水ダムの場合であれば、ポケットをあけている期間がございます。ですから、年によってはあまり雨が降らなかった場合、水位が低下して裸地化している部分が当然存在しているわけですし、つまり新たなアセットマネジメントのための経費をかけなくても、浚渫ではなくて、陸上からの取り方で取れる分というのがあると思うわけですね。それをうまく毎年タイミングよくできるような体制が整っていけば、これについては、予想のような額がかからない可能性もあります。

逆に言えば、ダムをつくらうがつかるとは、土砂の管理に関しては事業化していかなくてはならないわけですよ。それは、施設の管理のため、あるいは長期的な利用のためであると同時に土砂管理自体が環境上もそれから資源上も当然将来的に必要なようになってくるからです。つまり、ここに計上しているような事業は、ダム建設と抱き合わせるのではなく、独立した事業化が必要だと思います。つまり、淀川流域の河川管理上、こういった事業をしていく必要があるという意味では、この委員会としてダムと切り離して議論すべきテーマだと思います。

ですから、きょうの議題が川上ダムの必要性を検証するというところにあるのであれば、アセットマネジメントについては、必ずしも川上ダムがこれのために必要ではないというのが私の意見です。治水、利水、それから環境に対するインパクトのバランスとして川上ダムの評価を行ない、その必要性を納得できるかどうかというところにいったらどうかと思うんです。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございます。ただ、私なりに理解しているのは、河川管理者の方は安定的な取り組みのためには、こういうことをちゃんとやっていかないといけない、こういう、川上ダムに代替容量を確保して安定的継続的に計画的にやっていくという、施策を前提とした議論をされているのだろうというふうに理解をしました。したがって、その堆砂対策をやっていくということとはちょっと違うことを河川管理者は考えておられるのだろうと、そういう前提でここでは議論しないといけないかなということを感じたものですから、最初に持ってこさせていただいたということです。

#### ○竹門委員

そしたら、わかりましたけれども、その830万 $m^3$ の代替容量というのが何ぼのもんかというところが論点になると思うのですが、それについてはどういう検討をされたかです。つまり、この容量をどういう根拠で確保するのかという意味でこの数字そのものについての検討はされたのでしょうか。

#### ○山下委員

それはスライドの9ですか、審議資料の1-2-2でいえば、56ページあたりに示されていると

ところで、この55ページから56ページのところで、費用計算で代替容量830万 $m^3$ の検証をしておられると。

○竹門委員

それは、国交省の方の回答ですよ。

○山下委員

はい。

○竹門委員

そうではなくて、これの数字を必要性として我々は納得できるかというところにかかっていると思うんですけど。

私の意見では、先ほど申しましたように、かかる堆砂除去経費として、すべて浚渫という前提で計算をした場合との比較ですよ。

○山下委員

全部浚渫でやった場合と、川上ダムに使った場合と、それと陸上掘削と浚渫の組み合わせという3通りで出して。

○竹門委員

その場合に私が申し上げているのは、代替容量を確保して、それでほかのダムの水位を下げるというときに、その下げなければいけない必要性が前提になっているわけですけども、その容量については、もう少し小さく見積もることもできるのじゃないかというのが、私の言いたかった意見ですよ。つまり、830万 $m^3$ の根拠については、もう少し検討の余地ありというふうに読み取ったわけですよ。それは一意見として申し上げました。

○山下委員

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、お願いします。

○岡田委員

2点ありまして、アセットマネジメントをこの川上ダムに当てはめるといえるのか、このケースに則してこのアセットマネジメントが出てきたことについての意味づけといえるのか、それを念のための議論の前提の確認をしておきたいと山下委員がおっしゃっていますが、私も大体こんなふうな理解をしています。

もしダムが必要だとすれば、こういう考え方というのは1つ有効だし、よりアセットマネジメントの考え方を取り入れているということ自体が非常に重要だといえるように思います。

それから、もう1点。実はこの資料の1-1ですか、これのスライドの11のところ、問題提起されているような、仮に川上ダムで代替容量を確保する方法しかないのかどうかという点です。このアセットマネジメントを行うにしても、川上ダムなしでの可能性が追及されたのかどうかというようなところは、少し検討に値すると思います。

一方で、実はこのアセットマネジメント自体の考え方は非常にいいことです。これを機会により総合的に流域全体で、あるいはダム群全体でこのようなライフサイクルコストというのを考えたマネジメントが導入されるということは、それ自体は1ついいことではないかというふうに思いますが。ただ、もしそういうことであるならば、どうしてこの木津川だけ、木津川のダム群にだけこれが適用されるのか、今後これを機会により広い形で総合的なマネジメントをする河川施設全体というのか、そういうもののアセットマネジメントという形で導入していく1つの先駆けにする。その是非も論点としてあろうかと思えます。

最後にもう1つ、実は、ちょっと今議論が出ていたようで、既に河川管理者からご説明があったような気もするのですが、その場合は重複して申しわけないのですが、今の資料のスライドの9のところ。代替容量と費用との関係が出ていますが、ここで三角に、堆砂除去費用、それから浚渫費、この線が大体850ぐらいを中心にしてここで少し折れ曲がるような格好をしているように思える。結果的には両方あわせた総費用という意味で、このあたりが1つかなり鋭敏な部分で、それよりも少し大きくなると余り大きな変化がないというふうに出ている。この辺は少し物理的なというか、何かそういう、ここで折れ曲がるように見えることの何か具体的な意味があるのかどうか、これを少し河川管理者にお聞かせいただけないかなと思ったのですが。

#### ○山下委員

できれば河川管理者に対する質問は、最後にまとめたいと思うのですが。

ほかに、寶委員。

#### ○寶委員

寶です。スライドの5番に念のための議論の前提ということで、山下委員がまとめていただいておりますけれども。まず、この2つ目のポツの「川上ダムの利水・治水上の必要性」ということでもありますけれども、ここは川上ダムを含めて3つの支川に6つのダムがあるということで、雨が降るといっても谷筋によって降ったり降らなかったりすることがあるわけですから、すべての支川について一様に雨が降るわけではないので、降るところもあれば降らないところもあるという、それは年によって変わる、ということですので、川上ダムはほかの2つの支川とは別の支川にできるダムですので、下流への安定的な利水、それから治水上もあった方が安定度はかなり増すという

意味で、川上ダムの治水・利水上の必要性ということはあるのだらうと思っております。

それから、7番目のスライドで、「アセットマネジメントで使うよりも治水のために用いたらどうかとする案」ということですが、アセットマネジメントを年がら年じゅうやっているわけではないので、非洪水期に土砂管理のアセットマネジメントをやるわけですから、非洪水期にその容量があるとして、洪水域にはその容量が治水容量にも充てられるというふうに考えれば、治水容量もふえる方向に働くということでもありますので、そういう考え方でいいのではないかなと思っております。

土砂管理に関するアセットマネジメント、こういう近接するところにダムが多数あるということによって、効果的に堆砂問題を解消していける絶好の場所でもありますので、こういう新しい考え方を全国に先駆けてやっていくのは大変いいことではないだらうかと思っております。

以上です。

#### ○山下委員

ありがとうございます。ただ、利水・治水上の必要性の話は、とりあえず仮に置いてということなので、後で本当にそうなのか取り上げたいと思っておりますので、そのときにまた改めてご意見をいただければと思います。

それと、もう1つ、私なりにちょっと気になっていまして、これはこの委員会の中でというよりは、いただいたご意見の中でもいろんな代替案の可能性というものの提案をいただいています。したがって、そのスライドの11枚目ですが、もしこういうアセットマネジメントを行っていかねばいけないとしても、川上ダム抜きで、それ以外の可能性でやっていけるのであれば、それがむしろベターな選択肢ということになるかと思っておりますから、本当にほかの選択肢、代替案というのは現実性、合理性はないのかというところを、かなりきちっと検討した上で、その川上ダムで代替容量を確保してやるのですというロジックにならないといけないのではないかなというふうに思ったものですから、そういう意味で、この提案されている代替案、本当に現実性なり合理性なりがないのかというところは、私は結構大事かなと思っております。

ただ、私では、この審議資料1-2-2の57ページ以下で、河川管理者の方が代替案を検討してだめだということを言っていることについての河川管理者の検証が適切かどうか分からないので、できれば委員の皆さんからご意見をいただきたいというところだったのです。

お願いします。

#### ○川上委員

川上です。ダムをつくる上での原則論といいますか、原則的な考え方、あるいは単純的な考え方

だと言われるかもしれませんが、治水上、利水上川上ダムが必要だということになったとしても、この川上ダムの今までの経緯を考えましたときに、奈良県と西宮市が撤退して、利水が伊賀市のわずかな利水だけになったということ考えたときに、その利水が減った分だけダムは小さくすると。ダムをつくる場合でも原則としてできるだけ小さくすることが環境上も、あるいは財政上も、これは原則なんじゃないかというふうに私は考えたいと思っております。

しかしながら、このダムの堆砂の問題というのは、川上ダム並びに木津川上流ダム群だけの問題ではなくて、これは全国的な問題でもあるわけですね。特に天竜川とか大井川のダム群については非常に深刻な状況になっておると聞いております。

したがって、河川管理者としては、このダムの堆砂の対策の問題として、木津川上流ダム群をモデルとして新しい堆砂対策の考え方を打ち出されたと思うのです。しかし、これは全国で初めての提案でございまして、これが本当に望ましいかどうか、望ましい考え方、やり方かどうかというのは、十分慎重に検討する必要があると思うのですね。

で、今2つ問題を申し上げましたけど、環境上の問題、それから財政上の問題からダムはできるだけ、つくるとしても小さい方がいいということが1つと、もう1つは、これは全国の利水者というか水道事業者にとっては、まさに寝耳に水の話でありまして、ダムの建設に参加するアロケーションの費用を分担し、それから年々維持管理費を払い、さらにこの堆砂の除去費を負担するというふうなことになりますと、これは水道事業者としては恐らくびっくりというか、寝耳に水というか、この木津川上流ダム群に参画している利水者だけじゃなくて、全国の自治体も、自治体というか水道事業者も恐らく頭を抱えてしまうというふうなことにもなるのではないかと、そういう社会的な大きな問題もあるのだということを念頭に十分慎重に検討する必要があると思います。私としては、川上ダムに代替容量を確保する方法ではなくて、木津川上流ダム群のダム相互間で天候とにらみ合いしながら粛々とやっていくのが望ましいのではないかとこのように考えております。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございました。費用負担のあり方というのも、一応、河川管理者の方は治水事業でということ想定していますが、それが適切かというところも出てこようかと思うのですが。

ああ、では。

#### ○河田委員

時宜を得た発言かどうか、ちょっと自信がないんですが。

実は私、黒部川の河口の下新川海岸と黒部海岸の海岸侵食対策の委員を過去16年やってきているんですね。その間に黒部の所長は8人かわったんですが。もう委員長でちょっと苦労して、やっと

姿が見えてきたのは、実は黒部の扇状地の海岸侵食というのは、黒部川の上流のダム群で実は土砂をストップしているということで、この資料にも載っていますが、出し平ダムの下に宇奈月ダムをつくるというところで、この土砂の連続性をどうするかという新しい観点が出てきましてですね。

そこでその土砂は資源だという、特に河口部に自然海浜が残っているところでは土砂の連続性というのは確保しなければいけないという、そういう観点が要るわけですね。大井川とか天竜川もすべてそういう視点でいいと思うんですが、淀川のようにその河口部に自然海浜が皆無だという状況で、この土砂をどう見るのかという問題。で、今はダム堆砂としての、いわゆる資源と言いながらもダムにとっては大変迷惑だというとらえ方でいいのかどうか。

これは浚渫のコストとかいろいろ考えるときにですね、この土砂をどう見るかというのをきちっと考えておかないと、今、川上委員がおっしゃっているように、この問題は全部のダムで抱えている問題なんだけれども、大都市を貫流する河川と、いわゆる河口部に自然海浜が残っている河川とは随分その内容が違うと思います。

ですから、この土砂についての、いわゆる資源としての土砂についてどういうふうに淀川ではとらえるのかということとはちょっと考えておかないと、単に物として、コストの対象としてだけの存在なのか、その辺、ここにその浚渫のコストとかいろいろ書いてあるんですが、資源として使うのであれば、ここにそういうものが当然入っていていいはずなんで、その辺がクリアになっている必要があるのではないかと思います。

#### ○山下委員

今の点は、これはたしか以前のときにもお話がありまして、竹門委員、岡田委員、両方からご指摘があって、たしかきょうのこの資料1-2-2の、どこかに私はその点は触れてあったという記憶をしているんですが、何ページでしたか。今ちょっとすぐ出てこないのですが。ちょっと触れてなかったでしたか。土砂について。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

すいません、今はページがすぐ見つからないんですが。基本的に陸上掘削やそういったもので取った土砂は、できるだけ下流に還元するというのを第一に考え、それができない場合には例えば骨材として有効利用するとか、そういう方向で使っていきたいと思っております。

#### ○山下委員

どこかに書いてあったような記憶があるんですが。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

43ページに。

### ○山下委員

ちょっと別の資料だったかもしれません。今のご指摘の点は大事なところだろうと思います。では、先にということで。

### ○岡田委員

すいません、岡田です。今、河田委員がおっしゃったことは、まさに私が以前、最初にこのアセットマネジメントのお話が出たときにご指摘したところだと思います。

ですから、そういう意味で、ダム施設だけではなくて、この土砂自身がある種の国家的資産という視点で、環境問題を含めてですけど、あるいは下流の海浜との形成との関係も含めての、ある種のポリシーというか、総合的な方向性というものを踏まえた上でのアセットマネジメントであれば、これはすばらしいモデルになるのではないかというふうに思います。

### ○竹門委員

土砂の資源的価値については私も同感です。一方、河田委員のおっしゃった淀川はその河口域に自然海浜を持ってないというのには異論があります。持っているんです。新淀川は人間がつくった河口域ではございますが、そこには立派な自然があつてですね、しかも、大阪府水産試験場の調査によれば、大阪湾の複数の水産資源が繁殖地として新淀川の河口域を利用しているという実態があります。

ここで求められる、彼らにとって必要な生息場条件は、遠浅の砂地であるわけです。それが、その新淀川掘削前には広くあったわけですが、地盤沈下と浚渫によって、現在、どん深の新淀川になっているわけです。そこに今、人工干潟をつくり始めているところです。

きょうも車窓から見えたと思うんですが、人工干潟のつくられたところには、もう数百羽の水鳥と、それから底生動物が集まってですね、非常ににぎやかな姿になっています。これがずっと沿岸にでき上がれば、大阪湾の水産資源はより豊かになるはずですよ。そういう意味での必要性は切実にあるというのが1点目です。

それから、淀川の下流域、あるいは宇治川、もともと土砂の多かった木津川においてすら、現在土砂が減少し、そして高水敷と低水敷が乖離していく現象がどんどん進行しております。これはきわめて人為的な自然環境の変質であるわけです。河道内においても、やはり土砂が環境資源であるという考え方は必要です。つまり、土砂の環境資源的価値は、淀川本川においても求められているというのが2点目です。そしてさらには河口域のみならず大阪湾においても求められているというのが実態だと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、ではお願いします。

○宮本委員長

8番のスライドですけども、ここに「社会的・環境的も含めたトータル・コストから見て妥当かどうか」という文言があるんですけども、このスライドの9番の堆砂除去費用の求め方というのは、これは単なる経済的なコストだけの結論だと思うんですけども。

それで、先ほども川上委員から出ましたけども、このアセットマネジメント、仮に治水、利水は必要だとしてですね、アセットマネジメントをするかどうかというのは、ダムの高さが9mでしたか、ですよ、9m高くなるか低くなるかということなんですよ。この川上ダムサイトにおいて、ダムの高さが9m高くなるか低くなるかということの、その河川環境面からのいわゆるコストについて環境の委員の方々はどういうふうにお考えなのかお聞かせ願いたいんですけども。

○山下委員

では、水野さん、お願いします。

○水野委員

魚類の水野です。もちろん、9mかさが上がってしまって、まず水かさがふえてしまえば、深さがふえることによって外来生物の繁茂というのは非常に危惧されておりますので、さらなる危険性を増すというところで、ここはお金には計算できませんけど、これは滋賀県で非常にお金を使って駆除とかしておりますし、外来生物の危険性も増すという可能性がある。それがまずマイナス。

あと考えていただければ、その緑地を失うことによって、温暖化対策をしなければいけないはずのところマイナスになりますし、そのほか、ここに貴重種が書いてある、またその土砂供給等々の変化を与えるということになれば、今、自然保全再生事業でどれだけ払っているかということを考えていただければ、その逆、せっかく保全しているのにそれをマイナスにさせるので、このマイナスというのは非常に深くて。

そのほか、まだ大気、水、そのいろんなところにおいて、エコロジカルサービスとって、近年その環境の、空気をきれいにしたり、水を供給したりする、地域への環境の影響についての評価はなかなか難しいのですけれども、例えばそういうものをCVMとかそういう仮想評価法みたいなのでちゃんと出していただければ、その環境面について加えたプラス・マイナスが見えるのではないかと。そうした場合にやっと初めて、ないというときの、現在実を言うと、ここはない、何もないと言われてはいますが、非常にすごい環境サービスを提供しているかもしれない。その温暖化の効果を減らしているかもしれないし、保全機能を持っているかもしれないということなので、それをち

よっと一緒に出していただけないと、確かにこれだけでは私たち、ああこれは工事にこれだけお金がかかるんだなとしか思えないので。そういう状況になっています。

○河田委員

よろしいですか。

○山下委員

はい。

○河田委員

アセットマネジメントをすると考えればね、そのダム堆砂の形状を変えることは不可能ではないんですよね。ですから今は、高山ダムとかいろんなどころへ流入しているのは、このままの状態です。ダム堆砂が進むという前提でやっているんですが、もしアセットマネジメントをやるというのであれば、もう少し上流側にですね、堆砂を促すようなちょっとした構造物を考えることは可能だから、単に水面の上下だけで、そのいわゆるコストの問題で議論するよりも、本当にやるというのであれば、ダム堆砂の形状を少しコントロールして、より上流側で浚渫しやすいような形でのその堆砂を促すというふうな、そういうことは不可能ではないと思うんですよね。

ですから、やり方はまだこの1種類だけではなくて、考える対象になっていると思いますが。

○山下委員

はい、ありがとうございます。佐野さん、何かありますか。

○佐野委員

佐野です。いや、今のご意見のとおりで、どこに論点を置くかの違いでして。スライドの5番でもご指摘があったように、ダムありきの場合の堆砂の対策と、ダム建設と切り離れた上での議論のときだと今のようなお考えになるわけで、ほかの方針が見えてくるというふうに私も思いました。

○山下委員

ああ、どうぞ。千代延委員。

○千代延委員

千代延です。ちょっと私、繰り返しになって申しわけないんですが、河川管理者の方は利水安全度に支障が起こる、あるいは低下するからノーだと。これは非常に定性的なお考えですね。

どの程度利水安全度がおちるか。どの程度の余裕があるのか。これが問題です。それは何もしいよりは安全度は落ちると思いますよ、その程度がどのようなものであるかというのは具体的に検討していただきたいんです。次の利水のところでも同じ性格の話が出るとは思います。検討をお願いしたいと思います。

ちなみに、前の委員、2期の委員会で「水需要管理の実現に向けて」という冊子を出しましたが、その資料によりますと、平成16年度、例えば大阪市の上水について、水利権水量でいいますと日量267万 $m^3$ 持っております。それに対しまして1日の最大取水量が166万 $m^3$ 、62%です。1日平均水量にしますと138万 $m^3$ で51%を使っておるわけです。水利権の水量に対してですね。簡単に言えばまだそれぐらい余裕を持っておるわけです。そういう実態をよく見ていただきたいですね。

だから、51%というのが55%になるかもしれませんよ。しかし、それがどうかというのを本当に考えていただきたいんです。ですから、利水安全度が下がるからその案はだめだよという門前払いではなくて、具体的に検討をお願いします。

それから、もう1つ。この利水の、水道水の需要期、これは夏場が多いですね。幸いにして、今、河川管理者が計画されているこの堆砂除去の期間は、10月16日から翌年6月15日までだということで、利水者のその水利権の制約をして云々ということからすれば大変いい時期なんです。それから、異常渇水とか何かのときはどうだということもあろうかと思いますが、異常渇水は、まあよくないことなんですけれども、たまたまこういう作業をするときは水利権を制約しなくてもいいぐらいダムは干上がっておるんですね。だからここの辺の心配はないと思います。

それから、もう1点。さっき寶委員が、堆砂代替容量を確保しておけば治水にも使えるではないかとおっしゃいましたですけど、これは下流に代替容量として持っておるわけですから、水はためておかなければだめでしょう。そういうことですから、今の治水にも利用できますよというのはちょっと間違いではないかと思います。以上です。

#### ○山下委員

利水に絡む話というか、要するに水需要管理の話は次の利水のところでも出てきますから、そこでまた議論しなければいけないと思うのですが。

ほかに、ではお願いします。

#### ○寶委員

先ほど宮本委員長が提起された高さが上がることについて、水野委員の方から、地球温暖化から見てマイナスの影響もあるだろうと。湛水面積がふえると森林面積が減るという観点からだと思っておりますけれども。

その一方で、温暖化、それは緩和策の方になるわけですね。ミティゲーションの方になるわけですけども、温暖化影響対策、適応策という観点からいいますと、容量は大きい方が今後想定される気象変動の大きさに対応しやすいという意味では、そっちの方ですね、どれぐらいの量かわかり

ませんけども、水野委員が言われるマイナス部分と、それから治水容量、利水容量の安定性を確保するという、まあ将来の変動に対応するという観点でのプラスとですね、そのプラスの面もあるというふうなことは申し上げておきたいと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。ほかに。

では、お願いします。

○澤井委員

澤井です。先ほど河田委員がおっしゃった、ダムの変換に非常に費用がかかるのだから、もう少し上流の方で貯砂をして、ドライで掘削をすればもっと安くなるのではないかというお話ですね、それは既に検討してあると思うんです。

例えば、資料1-2-2の50ページのところに「長寿命化施策」、それから「全量変換」、「貯砂ダム+変換」の比較という表があって、その「貯砂ダム+変換」というのが河田委員のおっしゃったようなことに相当するのかなと思うんです。それで比較した結果として、非常に費用がかかるということは、貯砂ダムをつくってもそれを超えていく分があるから変換が必要で、それに非常にお金がかかるということになっているんだと思うんです。そしたら貯砂ダムをもっと規模の大きいものにするによって変換費用を減らすということは可能だろうと思うんです。

ただし、貯砂ダムも余り規模の大きなものになってしまうと、結局新たなダムをつくることと似たようなことになってしまうため、通常許される程度の規模で考えられたんだと思うんですけどもね。

そういう意味で、やはりダムアセットを考えるとときには、一時的に水位を下げることが必須ではないかというふうに私は思います。

○山下委員

はい。

○河田委員

貯砂ダムという考え方よりも、例えば局所的に川幅を広げて流速を落としてためるという手もあるのですね。いきなり構造物でというのではなくて、そういう流況を変えるということで砂の堆積を促進するというようなことのねらいの方が僕はいいと思うんですよね。

ですから当然、河道の短い区間では無理ですから、少し長い距離をとって、そこで流速を落とすような、そういう流況が再現できればそこで可能なわけです。要するに沈砂池みたいな形のね、河道部にそういうのを設ければ、かなり効果は僕はあると思うんですよ。

なぜ効果があるかという、例えばかつて海砂を取った跡が実はすり鉢状になっていて、これがトラップになっているんですね。ですから、仁淀川でもどこの大河川の河口部の侵食がとまらないというのは、実はそのトラップになっておいて、そこで本当の細かい流砂も大きい流砂も全部取られてしまっているという、こういう実態がありますのでね。だから、川底に少し手を入れるだけで、その沈砂効果がかなり出てくると。

ダムをつくってまたとめるというのではなくて、もうちょっと考えてやる方法が僕はあると思うんですね。だからいきなり、この前のダムありきという話じゃなくて、もうちょっとみんなで知恵を出せばあるのに、何かそれを素通りしているようなところがあるのではないかなという、そういうことでちょっと申し上げたんですが。

○山下委員

では、お願いします。

○池野委員

池野です。先ほどの費用負担の件を少し申し上げます。費用負担の根拠は、陸上掘削か水中掘削かという工事費用の差にあります。

利水にしても治水にしても、負担する人だけにメリットがあれば問題ない。先ほど川上委員もおっしゃったように、治水側が負担して利水者がメリットを受けるとするのは少しおかしいような気がいたします。そういう意味で負担する人がメリットを受ける。ということだと思います。

もう1点、全体にダムの長寿命化という議論はなかなか想定ではできない。この地域にはダム群があるということと、取水地点に影響を与えない等いろんなメリットがある。将来大事な議論だから、ダムの必要性が納得できないなら、とりあえず条件の良いここでやってみてもいいのではないかと私は思っています。

○山下委員

ありがとうございます。では、お願いします。

○澤井委員

澤井です。この場合、ダム群であるということ、そして既にそういう事業が進みつつあるという状況だということで、やってもいいのではないかというお話のように承ったんですが。

一方で、ここでやることの意味として、全国のいろんなところに似たようなことが起きている中でモデルケースにならないかというお話があるわけですね。それについては私はちょっと不安を抱いてましてね。

これは、たまたまここに川上ダムの建設計画があるということで、それを利用しようという話、

これは認めたとしても、ほかのところでこういうことが本当にできるだろうということですね。私はもうほとんどできないような気がするんです。だから、余りモデルケースにならないような気がしてですね。

モデルケースとするためには、やはり現在あるダムをいかに利用してやるかというところを考えていかないといけない。その場合には、先ほど千代延委員がちょっとおっしゃったのですけれども、利水安全度を現状よりも下げるということは全く認めないというようなことを言ってたら、これはやっぱり前に進まないような気がするんですね。どういう程度まではみんなが辛抱するのかというところがないと、ダムアセットは非常に難しいような気がします。

ですからここも、まあ最終的にもうこれしかないということであればやむを得ないと思うんですけれども、極力現在のダムをうまく活用してダムアセットをするという方向を、多少の犠牲を払ってもやるという覚悟を持たないといけないのではないかなという気はします。

#### ○宮本委員長

今に関連しまして、今までの通常のダムというか、一般的な全国のどのダムも、ダムの中の土砂掘削というのは維持管理費で行っているわけです。その維持管理費は当然、その利水者、水道事業者も応分の負担をしているんですね。

今回のこのダムアセットマネジメントは、その川上容量、川上の830万 $m^3$ は全部治水事業でやるというわけです。水道事業者、利水者の負担をとらないという考え方なんですね。

これは、洪水調節容量と不特定容量分にたまった土砂だけを取るからと言うんですけれども、もしそれを取らなかつたら利水容量に入っていくわけです。全体としてダムの寿命を縮めるわけですよ。ですから、これは利水者もメリットがあるのは当然なんです。しかし、今回は取らないということをおっしゃっているわけですね。

そうすると私は、先ほど澤井先生がおっしゃったみたいに、やはり利水者もメリットがあるんだから、それに対してコスト負担をしてもらうこともあると思います。

私はこのアセットマネジメントに対しては、例えば利水者も応分のやっぱり痛みを受け持ってもらって、その痛みというのはお金ではなくてもいいのであって、若干利水安全度が下がると。若干辛抱しないかんとときもあるということを考える余地は十分あると思うんですよ。その辺は。

それともう1点は、先ほども言いましたけども、決してこのお金のコストだけの話じゃなしに、環境面、社会面を全部含めた中で、本当にこの9m高くするということが妥当なのかどうか。この委員会はずっと、できるだけそういうハードな施設よりもいろんな知恵を出してクリアできるのであればそっちを優先的にやって、それでもなおかつ、どうしても施設が要るときには施設

対応しようというのがこのもとの委員会の流れですから。

そういうことから考えても、いろんな知恵を出しあって、あるいはそれぞれにみんなが応分に痛み合いながらいいことをやっていこうということをまず考えた上で、それでもどうしても要るというふうなストーリーでないと、なかなかちょっと理解しにくいかなというのが今の、私はそういう意見です。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございます。ほかに。では、千代延さん、手短に。いや、発言を制約するつもりじゃないんですが。

#### ○千代延委員

千代延です。代替と不特定容量と、利水容量ですけど、これはどのダム操作規則を見ても線引きはしてありませんですね。ですから、今、宮本委員長もおっしゃいましたけども、利水者も当然メリットを受けるということです。しかし、そこは利水者には関係ないと言われる。その論拠というのが全く私にはわかりませんので、今時間がなければまたの機会に教えていただきたいと思います。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

では。

#### ○久委員

久です。なかなか難しいなと思いながら聞いているんですけども。

今、830万 $m^3$ の根拠として、1つは比奈知ダムの不特定容量が830万 $m^3$ というのが出てきているわけですね。そこからスタートすると、河川管理者がおっしゃっていることというのは、アセットマネジメントに限ってだけで言えば、リスクを回避するという論点で責めていけばこうなるだろうなというのは理解できます。

ただ、先ほど宮本委員長がおっしゃったように、環境的側面あるいは社会的側面の中で、その830万 $m^3$ から800万 $m^3$ 、あるいは750万 $m^3$ に落としたときのその30万 $m^3$ とかですね、数十万 $m^3$ の社会的コストはだれがどういう形で異常渇水期にリスクとして受け取るのか。それはどれぐらいの社会的費用になるのか。あるいは、それはどれだけの方々にどういう形でそのリスクとして回ってくるのか。さらにはその浚渫費が高くなると言いますけれども、結局その分、環境のコストというのが回避できるのであればそれはかけるべきであるという判断があるんですけども、そのあたりがこう見えてないのでね。

今の論点だけで、その河川管理者の論点だけでいけば納得はしますけれども、あと社会的費用と

環境的費用をどう計算するのか、これは非常に難しいと思いますけども、そのあたりがないとですね、ちょっとこの830万 $m^3$ がいいのかどうかというのは、個人的にはなかなか判断しづらいという感じです。

○山下委員

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、お願いします。

○佐野委員

佐野です。今のご意見に私も近いんですが、その環境に負荷を与えてもいいだけのメリットがあるのかどうかというところが、やはり新河川法の、改正後の河川法での論点としてやっぱりどうしても残りますので。

先ほどの、9mかさ上げしてアセットマネジメントをすることの利点を経済評価だけで算定したデータを出されても、今のご意見のように、社会的評価としての結論はこちらとしては判断できないというのがどうしても残ります。それで自然環境への負荷が数値化できないということなんですが、少なくともダムを大きくして自然にプラスの影響がないということはわかっていますので、どこまで負荷が許されるのかというその折り合いの議論に入らない限りは結論が出ないということで、また後ほど、環境の専門の先生方のご意見を聞いてからにしたいと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。

時計を見ながら、この議論は少し区切りをつけたいなと思っているんですが。

1つは、これは以前も出ていたと思うのですが、どこまでコストとしてはじき出せるかということとは難しいようですが、やはり社会的なコスト、あるいは環境的なコストというものをちゃんと組み込んだ計算をして、あるいは資料を出していただかないとということがあるかもしれないと。これは少し委員の皆さんの方も、こういうやり方がある云々ということは河川管理者の方に情報提供していただいて、できるのかどうかというところがあるろうかと思います。その上で、それこそ佐野委員がおっしゃったように、やっぱりバランスというか価値判断というか、そういう話に入れるということだろうと思います。

2つ目は、代替案といいますか、アセットマネジメントを実施するとしても、川上ダムなしでやる方法というのが出ていて、とりわけその利水安全度に絡むところというのはもう少し検討する余地があるのではないかとということ。さらに、その代替案としても、ここに上がっているもの以外の可能性も、技術的な可能性もあるのではないかとということ、これはこういうその代替案をきちっ

と検討した上で、それでもだめだということになればというのが、どうもこの委員会のきょうの了解事項の1つかなとは思っているのです。そういう意味で、そのところの検討がまだ十分できていないのではないかとこのところがあるかと思えます。

この点については、こういう可能性がということのご意見も一方であろうかと思えますが、きょうの河川管理者の方の1-2-2の代替案の検討について、その検討の仕方に対する疑問というところもあろうかと思えますので、その点もできれば、いつまででしたっけ、意見等を出していただければ。

**○宮本委員長**

11日までです。

**○山下委員**

あっ、11日ですね、11日までに意見を出していただければと思うのですが。ということによろしいでしょうか。では、お願いします。

**○岡田委員**

岡田です。そういうことで結構です。

今のその社会的費用の問題について、もう1つちょっとつけ加えておきたいのは、環境の費用をどういうふうに見るかとか、いろんな費用があると思うんですが、もう1つ、やっぱり社会的に調整するコストというのがあると思うんですね。

これは、ですから例えば20年や30年で年限を切ったときに、どうしてもそれまでに達成されなければならない事業項目、あるいはメニューがこう出ているとすれば、その時間内に果たして調整もついて事業化が可能かどうかということも、やはり私は社会的なコストの項目として考えるべきだと思います。ですからそういう意味では、行政というか管理者の方は、そういう意味での見えないコストは、管理者の観点から見てある程度お考えだと思いますが、ただ我々から見たときには、その事業の緊急性ということも含めて、今度は我々なりに、ある意味でのその実行可能性とのかかわりで、果たしてそれが社会的にある時限を切ったときに成立するものかどうか問題となる、そういうところも1つのコストとしてというか、制約として見ていくべきだろうというふうに思います。

**○山下委員**

ありがとうございます。では、お願いします。

**○寶委員**

寶です。社会的なコストという観点で、私も1つつけ加えたいと思うんですけども。

事業を今までこうやってきて、それで途中で事業を放棄すると、ダムの建設をやめるということ

については、やはりこれもコストなわけですよ。今まで出てきたコストをどういうふうにか社会的に受容するかと。

それと、水源地の方々が移転されました。そういったことも、これも社会的なコストであります。で、その事業をやめることによって、その人たちをどういうふうにかケアするのか、これはなかなか金銭的には計量化できないコストですけども、そういう社会的なコストもあるものですから、それもあわせて考えていただかないといけないのではないかと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。では、お願いします。

○川上委員

この新計画の川上ダムの洪水調節容量は1,440万 $m^3$ です。非洪水期に洪水調節容量を活用するという考え方があると思うんですね。そうすると、この830万 $m^3$ をこの1,440万 $m^3$ の洪水調節容量に上乗せして、洪水調節容量をうんとふやせば、大戸川ダムと川上ダムによる下流のその治水機能はもっと高まるわけですよ。そういう考え方だってできるというか、むしろその方が筋が通って説得力があるというか、私はそんな感じがするんですけどね。まあ、ちょっと暴論かもしれませんが、そういうふうに思います。

○山下委員

恐らく今のご意見は、スライドの7ページのところの、治水のために使うんだけど、治水での容量をアセットマネジメントでも活用できないかという、多分そういうこととつながってくる、あるいは同じだろうと思うんですが。

ちょっとこれは委員の皆さんに多分お願いをしておいた方がいいと思うんですが、河川管理者の方に、ではそういう形でその環境面、いろんな意味の社会的な側面も含めた、要するにコスト計算を一遍やってみいと言うだけでは多分無責任で、こういうところのコストもちゃんとカウントしなければとか、あるいはこういうふうなやり方があるとかということも、やっぱり情報提供というかアドバイスをしなければいけないだろうと思いますし、こういう形で、あるいはこういうことも考えて一度その作業をやってほしいみたいなことを、ぜひ意見として出していただけると、多分今後の対応がうまくいくかなと思いますので、その点をよろしくお願いをしたいと思うのですが。

あっ、お願いします。

○竹門委員

竹門です。今のコストの議論というのは、代替容量を確保する部分に対して出てきたんですけども、環境面や社会面のコストを勘案することは非常に大事なことであって、この容量の差分に対

してだけじゃなくて、川上ダムの計画そのものについて検討すべき論点だと思うんですね。

その意味では、治水、利水、それから環境の議論の中で、もう一度この視点からどういうコストを勘定しなくてはいけないのかについて考えないといけないと思うんです。

というのは、この9m上げるかどうかの環境コストよりもですね、90mなり80mの堤体を築くことのコストの方が、生態系に対するインパクトは圧倒的に大きいわけですね。その差がどれだけあるかということよりも、つくることによる環境コストが大きいわけですので、そこを外してしまったら、議論が逆になってしまう気がします。

○山下委員

はい、ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思うんですが。

○宮本委員長

今ちょっと私は勘違いしているのかもしれませんが、環境コストをどうやって出すかということ、ちょっと知恵を出してくれということでしたよね。

○山下委員

もしこういうやり方でやってみればということが、お持ちであれば出していただきたいと。もしですね、それが本当にどこまで信頼性があるのかということもあろうかと思えますし。

○宮本委員長

そのときに、ちょっと確認したいのは、その環境コストというのはお金で勘定するというコストのことをおっしゃっているんですか。

○山下委員

いや、必ずしもそういうことではなくって。

○宮本委員長

それならいいです。要するに、ベネフィットが何億円で環境コストが何十億だとかね、そんな話は私は基本的にはちょっと首をかしげる話だと思っていますので。決してその円で何か全部を判断することじゃなしに、まさに環境に対する負荷というコストという意味で私はさっき使いましたから。金勘定で、何かプラス・マイナスでどっちが大きい少ないという議論になるような議論では私はないと思っているんですけどね。

○山下委員

私の言い方が言葉足らずだったのか、ちゃんと理解できていなかったのかよくわかりませんが、先ほど水野委員が例えばこういうやり方があるみたいなお話もありましたし、何らかの形でそういうものが示せるのであればそれをやっていただきたいということと、それと、その上で佐野委員

がおっしゃってたような、どう折り合いをつけるかという話はそれとは別というか、その次のところでやらなければいけない話だろうというふうに私は理解をしているのですが。

○宮本委員長

はい、わかりました。それなら。

○山下委員

では、お願いします。

○深町委員

すいません、55ページのところに、1-2-2なんですけれども、既に830万m<sup>3</sup>を確保した計画に対して、動物、植物、生態系への影響予測を行っておりというふうに書いてあるんですけども、これからの出し方としまして、本当にダムをつくらない部分から、大きさとかもあるんですけども、すべていろいろ考えられる案に対して、お金とかというのではなくて、具体的に動物、植物、生態系にどういう影響があるのかというのをしっかり出していただくというのがとても大事だと思いますし、それから社会的なコストというふうなことを言っている中で、やはり人と川とのかかわりとか、水に関する文化とか、いろんな環境だけではなくて社会的な観点から言いますと、本当に上流、下流の人が、これに対してどういうふうに日々の生活なんかで感じていく、それは生活でもそうですし、ほかでもそうだと思うんですけども、そういう部分をしっかり考慮した上で判断しないといけないと思うので、やはりもういろんな観点が、環境にしても社会的な部分にしても、それでやっぱり住民の方とかその利用者とかというのを忘れてはいけないと思いますので、ぜひその観点も含めていただきたいと思います。

○山下委員

はい。いかがでしょうか。私、ちょっとくたびれたので休憩に入りたいのですが。よろしいですか、ちょっと休憩しませんか。

庶務の方へ。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい、それでは前半はこれで一応終了させていただきまして、6時まで休憩といたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[午後 5時45分 休憩]

[午後 6時 0分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開したいと思います。山下副委員長、よろしくお願いいたします。

## ○山下委員

はい、それでは再開をさせていただきたいと思います。

次に、利水の問題に入っていきたいと思います。スライドの12番をお願いします。川上ダムについては、利水は大きなポイントではないかと思います。もし利水が不用であればダムをつくるにしても、ダムの規模、形態、用途等が大きく違って来るわけですから。論点としては、代替水源だろうと思うのですが、河川管理者の方からは無理という答えが出ています。結局のところ、私はいろいろお話を聞いていると、水需要管理をどこまでやるか、やるべきか、やれるかみたいなどころにかかってくるのではないかなという気がしていますが、一応、幾つか論点を整理しました。

次をお願いします。論点の1つは、伊賀市の水道事業自体の計画の合理性というところだろうと思うのですが、資料1-2-2の方で河川管理者の方は、伊賀市の計画はそれなりに妥当だという答えを示しております。もっとも、環境の視点から言えば、後でご発言いただけたと思いますが竹門委員からは、こういう水道事業の展開に伴う環境へのインパクト、水循環の変化といったところはどうなっているのだという、たしかご意見があったように記憶していますので、後でフォローをお願いします。

次、お願いします。代替水源の可能性については、大きく2つかなと思っています。1つは、大阪市と淀川下流自治体との水利調整の可能性をどう考えるべきか。これは資料1-2-2の42ページのところに河川管理者からの対応が示されています。河川管理者の言い方だと、現在保有している水源は今後も保有する意向と聞いているということです。ただ、同じく102ページのところに、大阪市議会決算特別委員会における答弁というのが引用されていますが、そこを見ていると一番最後のところで、「水利権を転用するという問題は、河川管理者が中心となった水系全体の総合的なガバナンスと申しますか水管理の問題でございますので、我々、こうした動向につきましては、今後とも常に注意をしていく必要があるというふうに考えてございます」という、何か微妙なニュアンスの言い方が最後にあるという気もいたします。大阪市ではフルプランの見直し作業を進めているわけですが、水源を持ち続けたいという、その必要性を突き詰めて考えた上で本当にそう思っておられるのか、あるいはもう少し淀川水系全体の水需要のことに対する配慮もあって、それなりの対応の可能性というのが本当はないのか。大阪市あたりから直接事情を伺うようなことも考えるべきではないか、その方がいいのではないかと私なりに挙げさせていただきました。

次、お願いします。次のスライドは、2つ目の代替案の可能性ということで、資料1-2-2の34ページあたりに絡んできます。1つは、木津川からの自流入水の可能性が本当はないのかという

ことです。これは農業用水の実取水量の精査、あるいは非かんがい期における流量、あるいは流量の把握がどこまで信頼できるのかといったような質問が出ていたということとも絡んでくると思います。

2つ目の代替水源の可能性として、青蓮寺ダムから土地改良区に供給されている水量の一部を活用する案ということで、これは39ページ以下に説明がしてあります。

スライド、次をお願いします。その土地改良区での用水の模式図をスライドとして挙げてあります。930万の取水をしているのだけれども、それをいわば転用できないかという対応策です。1枚戻してください。3つ目が比奈知ダムから前深瀬川へ補給する案ということで、これについてはとても私は説明し切る自信がないので、川上委員の方から詳細説明があろうかと思います。

利水については、私の方からの論点整理は以上です。川上さん、青蓮寺ダムから土地改良区への代替案と、それから比奈知ダムからの補給、いわゆる水利権の玉突き調整の話の捕捉説明をしていただけるとうれしいです。お願いします。

#### ○川上委員

ご指名によりまして川上でございます。私は川上ダム以外の代替水源の可能性について、最も有力だと考えておりますのは、この青蓮寺ダムからの青蓮寺用土地改良区に供給されている一部を活用する案でございます。スライドの16枚目の図にありますように、青蓮寺ダムから青蓮寺用土地改良区に対して最大 $1.86\text{m}^3/\text{s}$ 、年間で言いますと大体 $930\text{万m}^3$ の水が供給されているわけですが、この青蓮寺用土地改良区の農地というのは、非常に開発した計画時から比べますと、特に畑地においては使用面積が極めて少なくなっております。大体40%ぐらいしか使っていないというふうな状況です、水田は減っていないそうです。

それで、これは河川管理者が今回調査して下さった模式図だと思うんですが、この農地の排水は名張川の水系に流れておるものと、それから木津川本川に流れておるものがありまして、木津川本川に流れ込んでいる排水が80%であります。この木津川の守田堰というところあたりから伊賀用水の取水、浄水場に水を取るわけですが、この守田のあたりの維持流量、これは $0.7\text{m}^3/\text{s}$ であります。そして、伊賀水道が必要とするのが $0.358\text{m}^3/\text{s}$ ですから、維持用水の約半分ぐらいが伊賀水道の求めている水量であります。この青蓮寺土地改良区の農地から木津川に流入している矢田川という河川がありますけれども、これがちょうど守田堰の上流にありまして、もし青蓮寺用水の排水がうまく活用できれば伊賀水道の水量はそこから確保できると考えられます。

この土地改良区の経営状態は極めて悪くなっておりまして、賦課金がもう非常に収入としてちゃんと入ってきていなくて、数千万円の不足になっているのではないかと思います。

いうふうな状況、農地の面積の減少、それから土地改良区の経営状況等々を勘案いたしますと、この代替水源の可能性として最も有力なのではないかと思えます。

一方、この比奈知ダムから前深瀬川に導水して補給する方法につきましては、例えば青蓮寺ダムに水利権を持っております大阪市、大阪市は淀川全体で $30\text{m}^3/\text{s}$ の水利権を持っておりますけれども、実際のその使用量は先ほど千代延委員がご紹介されたように60%程度、最大取水量においても60%程度でございますから、この青蓮寺ダムの水利権を少し伊賀水道が必要とする分だけ、これは大阪市が $1.035\text{m}^3/\text{s}$ の水利権を持っておりますから、ちょうど $0.358\text{m}^3/\text{s}$ 分ぐらいを比奈知ダムに振りかえて、そして比奈知ダムから今度、前深瀬川に供給するというふうな方法が考えられるわけですが、これは比奈知ダムの水利権者といえますか、利水者との関係もございまして、非常に複雑な玉突き調整と言われている水利権調整をやらなくてはいけないということで、こちらの方は多分可能性としては非常に低いというか、非常に困難であるというふうに考えられます。それに比べて先ほどご紹介しました青蓮寺ダムからの青蓮寺用土地改良区に供給されている水量を活用するという方ははるかに合理的でありまして、私はこの淀川水系における水需要管理のモデルは、まさにここで実践されるべきだということを第2次流域委員会におきましても、いつも申し上げてきたわけでございます。

以上です。

#### ○山下委員

ありがとうございます。河川管理者の方からは40ページ、41ページで、青蓮寺の土地改良区については必要以上の取水は行っていないという調査結果を示しているという言い方をしています。この是非ということだろうと思えます。

2つ目は淀川下流、大阪市等の水利権転用については、42ページの方の図の4.2.10ですが、水利権と実際の水の需給量のずれというところの話が出てきていて、これをどう評価したらいいんだろうというところがちょっと気になるころではあります。そのあたりも含めていかがでしょうか。

では、お願いします。

#### ○千代延委員

今、川上委員の提案といえますか発言に、ちょっと補足させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

きょうの参考資料1の907に、やっぱりこの伊賀水道の水源に対する提案が出ています。今、川上委員が青蓮寺ダムの水を使うといわれましたがその点では同じなんですけれども、この907の提

案は、水源は青蓮寺ダムに持っている大阪市の水利権の一部を転用する。ここは河川管理者が非常にお嫌いなところです。青蓮寺ダムというのは伊賀用水の水源取水地から言いますと非常に離れております。

ところが、偶然といいますか、先ほど川上委員がおっしゃいました青蓮寺用水土地改良区の幹線パイプラインというのがあります。これは青蓮寺ダムからずっと水を引いて、自重で土地改良区のいろんなところに水が流れていくようになっています。末端に供給するときはポンプアップもしておりますけども、幹線は全部自重で流れております。ちょっと画面を変えてよろしいですか、先ほど川上委員がおっしゃいました矢田川ですね、川上委員、矢田川、わかりませんか。

#### ○川上委員

これが矢田川ですね、これがパイプラインで、ここに下流調整地というのがあって、ここに土地改良区があるんですね。

#### ○千代延委員

ついでに森井堰は。

#### ○川上委員

森井堰はこの辺ですよ。

#### ○千代延委員

森井堰はこのあたりで、ここが伊賀水道の水をここの堰から取水する計画になっております。幹線のパイプが、ずっと青蓮寺ダムから引いている幹線パイプでして、これは先ほどありました矢田川と非常に接近したところに行って、今も余った水は矢田川に流れるようになっております。

したがいまして、この青蓮寺ダムのこの辺の水を水利権の一部を転用して三重県で利用することができるようにすれば、あとはこの道を活用していける。十分それだけの容量も持っております。今この幹線水路は最大 $1.83\text{m}^3/\text{s}$  か  $1.86\text{m}^3/\text{s}$  の容量を持って、それだけの水を流すことができます。

ちなみに伊賀水道が必要とする平成32年で最大 $0.358\text{m}^3/\text{s}$  ですから、これはここの今の農業の実態から言いまして十分余力のある数字ですので、ぜひともこの水源の、これは何度も繰り返しますが大阪市の水利権譲渡等のことを考えていただけないか。大阪市はこのような模様でありますということではなくて、もっと積極的にここへ転用させてもらえないかというスタンスでやっていただき、かつこの土地改良区の幹線につきましても、同じ積極姿勢でぜひ検討していただけないかと思います。

以上です。

○山下委員

ありがとうございます。何か過去からずっと利水に関しては大阪市の水利権の話に至っているというところがありますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

お願いします。

○河田委員

実は、南海地震が起こったときに奈良県の大部分の上水源は吉野川なんですよね。吉野川からワ  
ンラインで北上させているんですよ。そうすると、水源に近い方が、震度が高いものですから奈良  
市とか、いわゆる北の部分で断水する危険性は随分高いんですよ。

それで、現在どうなっているかという、大阪府営水道と京都府営水道と奈良県営水道のパイプ  
ラインが実は3府県の県境でジョイントして、いざというときは融通し合うような仕組みができて  
いるんですよ。ですから、今のお話を聞いていて、確かに水利権の譲渡はやっぱり歴史的な経緯が  
あってなかなか難しいと思うんですけども、水を売ってもらうというようなことはできないんです  
か。それは水利権じゃなくて権利はそのまま、1 m<sup>3</sup>/s 幾らというような形で伊賀市が買うと  
いうふうなことはできないのでしょうか。あるいは伊賀市がそれだけ水がないんだったら隣の町と  
合併するとか、そういう方法だっていいと思うんですよ。

ああ、合併したばかり。横っちょに余っているところはないんですかね。

何か現状のルールをそのまま将来にわたって守りつづけようとするとも必ずコンフリクトが出てき  
ますので、大阪市だってやっぱり水利権を確保するのに随分ご努力されてきたので、容易に今余っ  
ているからといって、そういうわけにいかないというようなことだと思うんですよ。

ですから、例えばコマーシャルベースで水を売っていただくというようなことでやれば淀川の水  
系全体では、要するにそういう貸し借りが可能だと思うんですよ。何でそういうことをやらずに  
いきなりダム何とかかんとかという、昔からのやり方でしか抑えつけないのか、その辺はやっぱ  
りちょっとわからないんですよ。ですから、ただで水をくれと言っているのではなくて、買って  
いただくというような形でいいのではないかと。それは別に水利権云々ではないのでね。特に、災害  
時の水の供給システムなんて考えると、そういうことはあってもいいのではないかなと思います。  
今、利水の問題でこういう問題が出てきたときに、もうちょっと融通をきかせばいいなという、そ  
ういう感想を持ったんですが。

○山下委員

はい、ありがとうございます。もう少し融通がきかんかなというのは、私もそう思うのですが。  
ほかに。では、お願いします。

○河地委員

先ほど川上委員のお話で、きょうの資料の1-2-2の39ページから41ページに書かれている代替案の検討ですが、この中に書いてある事実、多分事実だと思うのですが、これと川上委員がおっしゃったことと少し話が矛盾するように思うのですが、畑地かんがい水量が減っていると。トータルとして930万 $m^3$ は合っていると思いますが、この中の資料の記述によりますと、水源に全く余裕がない状況にあるという表現があったり、40ページの図のすぐ上で限られた水量を大切に運用しているといったような表現がありますが、この辺の数値的な話は間違いだというご見解でしょうか。川上委員にお尋ねしたいです。

○川上委員

はい。私は調査に参りまして、いろいろお話を聞いたわけですが、端的に言いますと細かい数字はともかくといたしまして、今もし河川管理者が積極的に水利調整に取り組むという姿勢でこの土地改良区に打診をするか何かすれば、これは農水省の補助事業でやっておりますから、もちろん農水省の了解は要るかとは思いますが、農水省もまた農業利水の自由化といいますか、かなりオープンにしようという姿勢も出してきておりますし、案外、土地改良区としては、「そうですね、買っていただけますか」という感じでうまく行くのではないかなという印象を私は受けております。

○河地委員

この39ページの中ほどにありますように、かつての水利権量が平成15年、2年前に既に減量されているわけですね。さらにそれを減量なり、あるいは水利権の転用をせよというご意見でしょうか。

○川上委員

それが私は水需要管理といいますか、水需要の抑制だというふうに考えております。

○河地委員

そういう、かなり調査されたということなんでしょうが、今のここの資料の中にある河川管理者がつくられた数値と随分話が、川上委員のお話ですと農業利水側にかなり余裕があるというような見方だと思うんですけど、その辺を数値的にご検討いただいたことはあるんでしょうか。

○川上委員

はい、きょうは資料を持ってきておりませんが、検討はしております。

○山下委員

では、お願いします。

### ○綾委員

綾です。先ほど千代延委員がおっしゃった質問書の、荻野さんのご提案なのですが、私はこれを聞いてみると、この案でだれが損をするのかということと考えたら、だれもいなくて、単純に考えまして一番いい案ではないかというような気がするんですが。

それで、今、土地改良区の水が余っているか余っていないかというのは無関係でございますし、一応土地改良区にしても幹線パイプラインを使って、そこで水を送るという話になれば、それなりの使用料とかも入ってくるでしょうし、伊賀用水の方がどれだけのコストを払うことになるのかわかりませんが、大阪市にしてみても水利権を売るわけにはならないと思いますけど、転用を図ることができれば特に困ることは出てこないと私は単純に考えるんですけども、大阪市はそうじゃないと言うかもわかりませんが。非常にいいご提案だというように私は理解いたしました。

### ○山下委員

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

先ほどちょっと議論になった、青蓮寺の39、40ページの土地改良区の件については、川上委員の方から何らかの資料をまた後から示していただいた上でということにした方が生産的だろうと思いますので、きょうはそういうところの議論があったということでもよろしいでしょうか。

それと、なかなかいい提案ではないかという綾委員からの発言があった提案等について、あるいはそれ以外でも結構ですが、いかがでしょうか、委員の皆さんから。じゃ、お願いします。

### ○千代延委員

今ダムの議論ばかりしておりますけれども、整備計画原案にも利水で水需要の精査確認、それから水利権の転用とか、それから水資源開発施設の運用の見直しとか、そういう非常にすばらしい柱を基礎案、その前の基礎原案のときからかもしれませんがありまして、それが基礎案から少なくとも変わらずに今度の原案にも盛り込まれていると思うんです。ですから、原案が成案になるまでに利水の今のような柱を1つでも確実に実行していただく、これが非常に大事なことだと思うんです。その一番大きな立派なことを、単に絵にかいた餅とするのか、本当に実現するようにそういう意思を持って河川管理者がおやりになるのか、今第一関門にあるのだと思うんですよ。

ですから、これについては利水安全度が落ちるという定性的なことであるとか、それから模様眺めのような、大阪市はどうもそのような様子ですということでは終わらせずに、河川管理者はダムをただつくればいいのかというふうにお考えになってないと思いますからダムはやむを得ないときにのみつくるといって大阪に当たり、それから土地改良区の幹線水路の活用についても同じような姿勢で当たっていただきたいと思います。以上です。

○山下委員

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、お願いします。

○竹門委員

利水に絡む環境の話になるのですがよろしいでしょうか。

○山下委員

ええ、お願いします。

○竹門委員

前回の議論でも申し上げたんですけども、利水事業を広域化していく方向になるわけですね。そうすると、水利用が広域化した場合の水循環システムの変化が、結局自然環境としてはどういうインパクトを持つのかという疑問が生じます。それは必ずしも悪いことばかりとは限らないんですけども、結果的に現在の各残流域における流況が、こういう広域的な水利用をすることによってどう変わるのか知る必要があります。これは農業用水それから上水、両者含めて検討する余地があるでしょう。環境の健全化を考える場合には、それぞれの流域で適正な流量があるべきだという観点からすれば、各地域で現在使われている利水が河川環境をどう変えているかという現状把握がまずあって、その上でシステム全体が変わった場合にどうなるのかという形で検討するべきだと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。ただ、この場合にこれは河川管理者の問題なんですかね、それともむしろ水道事業者の問題になるんですかね。

○竹門委員

前回の委員会でそういう議論が出てきたわけですけども、流域委員会の宿命として、流域全体で物を考えていこうとすれば、省庁間、あるいは自治体の権限とか範囲を超える形で絶えず議論をしていかないといけないということの典型ではないかと思いますね。

例えば、伊賀地方の河川のことを考えた場合には、国の管理区間あるいは県の管理区間、市町村の区間というのがトータルで見られないと河川の環境の健全化をはかることというのはなかなか難しいだろうと思います。特に、この場合には遊水地の問題と農業利用をしている用水あるいは排水路と河川との連続性が計画の中には含まれてます。これと同じように上水それから用水の配分の問題についても河川環境の問題と絡めて議論をするのがよろしいだろうと。最終的にその事業、例えば調査だとか事業のための経費をどこが持つのかについては、ここで議論をする必要はないかもしれません。方向性としてそういうことを考えるべきだということを出せば、私は我々の使命は

済んだというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○山下委員

委員会としてはそういうご意見というかご提案があってということで、一度それは河川管理者の方に受けとめていただくというところで、きょうは置きませんか。

○竹門委員

私はむしろそういう提案をしたつもりです。

○山下委員

はい、ありがとうございます。

ちょっと話を戻して、利水に関しては河川管理者がどこまでやる気があるんだという、もうそこへ結局議論が収れんしてしまっているのですが、河川管理者としてはその点はいかがなんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。ちょっと幾つかのお話があったんですけども、1つ、その前に先ほどの青蓮寺特定かんがいの話があったんですけども、この用水につきましては我々が調べた範囲でここで資料をつけさせていただいております。現在の水利権は平成15年に更新しておりまして、そのときに水田とか若干減少しておりますけども、現在この畑なり水田があるということで理解しておりまして、それ以前の水利権量は最大1.86あったものが現在1.72m<sup>3</sup>/sということになっております。水利権につきましては、農水の場合は期別の最大の水量と年間の総数の両方の方の縛りをしておりまして、この量といいますのは農水の場合、雨が降ったら。

○山下委員

それはさっきのやりとりもありましたから、ここではやめませんか。時間ももったいないですし、むしろ大阪市等の下流自治体の水利権の転用について、河川管理者としてどこまで気合を入れて頑張っただけかという、そこをお伺いしているんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

申し訳ありません。下流の水需要につきましては、これまでのいろんな精査の結果としまして、新たな水資源が必要だという状況にはないというのは事実でございます。ただ、既存の水利権につきましては引き続き精査をしているという状況にあるということでございます。

水需要の予測につきましては、単に実績だけではなくて将来の今後の開発とか、例えば工場の誘致等の将来の計画をどうするかということが非常に大きく関係しておりまして、そのあたりはまだ現状で各利水者の今後の計画が明確に詰まってないところもありまして、少し時間を要しておる状

況にあります。

ただ、水利権につきましては水の需要がなければ当然河川に水利権を返還していくようになっていくんですけど、水利権の根拠になっております水源につきましては、基本的に各利水者として既に保有している施設ということになりますので、各利水者の方が将来あるいは利水の安全という状況を踏まえまして、どのようにしていくかということが、まず意向として必要になってくるということになります。

そういういろんな調整をしていくのですけれども、現時点の各利水者のお考えということにつきましては、水供給施設、現在の施設をその持続も含めて今後とも持っていきたいということで、お聞きしているということで、資料の中に大阪市の議会の答弁をつけておりますけれども、これは先ほど副委員長の方からおっしゃってございましたけれども、基本的にこの文章の中の現在の大阪市さんの意向ということで、我々がお聞きした中で、このことが全体の大阪市の意向ということでお聞きしている内容そのものでございますので、そこは少し水利権としてはすぐに転用とかできる状況ではないというふうに我々は理解しております。

#### ○川上委員

どうも河川管理者を通してお話を聞いていたのでは何かよくわからないんですよ。だから、このパワーポイントの14枚目にあるように、一度この委員会として大阪市をお招きして、大阪市から直接お話を聞き、我々からも質問させていただいて、ちゃんと大阪市の考えというものを確かめるということをお願いしてはどうでしょうか。

それからもう1つ、今の点とは別ですけれども、伊賀市の市民のことも私はちょっと考えなくてはいけないのではないかと考えております。伊賀市は私の住んでいる名張市の隣町でありまして、たくさん知り合いもおりますけれども、いろんな人にこの川上ダムからの利水の話を書きましたら、ほとんど知らないんですね。ダムの当初計画におきましては、伊賀市のアロケーションの負担額は95億です。それから、浄水場の建設で三重県の企業庁が何百億円か使っておりますけれども、これは最近になりまして伊賀市に移管したい、移管すると言っているんですね。つまり、伊賀市のこの浄水場を買い取れと言っているわけです。何百億円で買い取られるか具体的な金額はわかりませんが、800億円ですか。とにかく、そういうことは伊賀市の市民はほとんどだれも知らないわけです。情報公開しているのかどうかわかりませんがね。

それで、これまでの従来計画における水価の試算では、トン当たり411円という原水の原価になっています。普通の水道事業者の原価というのは、恐らくは数十円ですよ。たしか60円か90円かそんなものだったと思います。これ、どうするんですか、そんなに高い水を買って。しかも、施設も

ダムのアロケーションもやって、伊賀市がパンクしてしまうんじゃないでしょうか。本当にこの河川管理者の今の方針を貫いていくということは、非常に伊賀市の市民にとっても不条理なことだというふうに私は考えております。

○山下委員

はい、ありがとうございます。最初の方のご提案については委員長、何らかの方向を示していただかないと。大阪市というところですが。

○宮本委員長

冒頭にもありましたように、この川上ダムの利水が乗るか乗らないかというのは物すごく大きな話なんですよね。そのポイントが先ほどの荻野さんの意見のペーパーに対して、綾委員からもこれがすんなりいったら一番いいのではないかというふうな意見もあって、それに対してこの委員会の中からも反論もないわけです。ポイントは、大阪市が未利用といいますか、その水利権を一部融通するかどうかということなんですよね。

それに対して今の岡村所長のお話では、前からの回答と同じで、何とかなくそういうことを聞いていますという話になっているわけです。いつまでもこの議論を、これだけ具体的な提案が出て、そして最後は大阪市と河川管理者との間の調整ではないですかというところまで来て、そしてもとこの流域委員会は、水需要管理というのを非常に大きな柱として出したわけですね。そのまさにこれは最大のポイントだと思うんですよね。そういう意味で、今の河川管理者の回答といいますか、発言ではもたないと思うんですよ。

それで、また山下委員の方からここまで来たんなら、きちっと大阪市のしかるべき人にこの場に来ていただいてご意見を伺おうというご提案があります。これに対して今、委員長として何か言えということなので言ったのですけども、今の兩名の大阪市のしかるべき人に来てもらってここでもうやろうではないかということに対して、委員の皆さん、何かご意見ございますでしょうか。あるいは、逆にそれはしなくていいという方、おられますでしょうか。

○綾委員

私は、この事案についてやるということについてはみんな賛成かもわからないですけども、ほかにいっぱい事案があるわけですね。それで、ここで関係市町村から直接意見を聞くという話になりますと、そういうことに対して意見があると、今まで文書でいろいろ出しているところもありますけども、そういうのを全部聞かないといけないようになってきてしまって、今の置かれた状況から見てそれは余りいい方法だと私は思いません。

○宮本委員長

そういうご意見もあります。

○竹門委員

確かに同じように当事者に聞かなければわからないということは多々あると思いますね。例えば、先ほどの川上委員のご意見にあった伊賀市の人々の意見、本当はどうなのかというのは私も非常に気になります。それらをそれぞれチェックしていったらとても時間が足らんわけですし、その意味では綾委員のおっしゃるとおりなんです。

ただし、この大阪市の事案に関しては少し特例的に考えてもいいかなという気がします。それはどうしてかという、事はここだけの問題ではないからです。つまり、淀川流域全体の利水のシステムとして、今後1つの大きな突破口になる可能性があるわけですね。したがって、この事例に関してのみは多少時間をかけても将来的な意義が大きいのではないかと思います。

○宮本委員長

ほかにご意見ございますでしょうか。これは確かに綾委員がおっしゃるように、そんなことをやり出すと関係する人、皆呼んで来ないといかんという話にもなるんですよ。

ただ、この大阪市の話はもうここまで絞られてきているんですね。逆に言ったら、この大阪市の判断というのが川上ダムのつくる、つくらない、あるいはどんな形になるかを左右する非常に大きなポイントなんですよ。そういう意味では、なおかつこれがぐずぐずくすぶっていても、同じような河川管理者の答えしか返ってこないわけですよ。そういうことであればこの際、議論を長引かせないためにもお越しいただいた方がいいかなというように私は今言っていますけれども、もう少しほかの委員の意見、どうでしょうか。

ああ、どうぞ。

○岡田委員

岡田です。確かに、そういう判断をする時点に来ているというふうに思いますが、その場合にまず1つは、先ほどから話に出ていますけれども、これは大変難しい問題だということはわかりますが、大阪市等も含めて水利調整をやりながら総合的にやれば、これは1つのいいモデルになるということは確かに事実だと思います。

ただ、これを本当に実行しようと思えば、調整役が一体だれなのか。今の制度の仕組みでは私は河川管理者が調整という役を担わないと難しいのではないかというふうに思います。ですから、河川管理者がこれは制度として、それから当事者が了解しないと成り立たないことは事実ですから、そういう意味では成り立たないと最終的に判断する場合はどうしようもないわけですが、ただ

そういう方向の可能性を探るという意味で調整されるという意味を持たれるのかどうか。このことを再度ちょっと確認する必要があるということが1つ。

それと、今の時点でそういうことに対して明確なお答えがいただけないなら、1つは我々自身が河川管理者を通じて大阪市にもし回答していただけるなら、私は書面でも構わないと思います。これに対して河川管理者はそういう意味ではリレーする役でしょうけれども、そういう意見が出ているのに対して今大阪市はどういう見解を持たれているのかという形での間接的な聞き方もあろうかと思えます。

いずれにしても、今申し上げたようなところを踏まえた上でやるべきだと思います。私自身は、先ほどからもご意見が出ていますが、この委員会は決して利益代表者の方をここに呼んで来て調停する場所ではないと考えます。それはある意味、越権行為だというふうに私は思うんです。

ただ、ここで示されている見解がいい意味でフィードバックされて、何らかの形で社会的にそれが活かされるような形でぎりぎりのところでどう努力するか、というところについて少し知恵を出すべきだと思います。そういう意味で今のようなことを申し上げた次第です。以上です。

#### ○山下委員

岡田委員のおっしゃることは私もごもっともだと思って聞いていたんですが、ただずっと河川管理者の方の言い方というのは、大阪市と水利権者の意向がこうだからという言い方なので、もしそこが変われば河川管理者としては当然それに合わせた調整等の努力はしていただけるものだろうというふうに私は理解をしていたわけです。

2つ目は話が結局ここまで煮詰まってしまって、これ以上この委員会としても引っ張りようがない、引っ張っていてもしょうがないよねという印象を持っています。そこで、大阪市の方に対して委員会としての考え方というのを伝えて、その上で理解を求めて、それでも大阪市としてはこうこうという事情でだめなのかどうかというところを伺うという話だろうと。それをしないと、この委員会の委員としてもずっとストレスが残ったままになってしまうだろうと。

そういうことを考えると、大阪市のしかるべき人に来てもらってお話を伺ってみる、あるいは委員会としての考えを示してみるということは、議論の生産性からいってもいいのではないかなという印象は持っているんですけどね。

#### ○久委員

久です。聞き方とか聞く内容もかなり精査しておかないといけないと思うんですけどもね。ちょっと話は水ではなくなりますけれども、やっぱり水に対しての認識というのが極めてまだ甘いところがあると思うんですよ。つまり、それはどういうことかといいますと、ダム等で水をためれば水

が生まれてくるものだと、新しく水ができるものだというような発想がまだまだあるのではないかなと思うんですね。

何が言いたいかというと、例えばごみの問題でいいますと、吹田市がもう十数年前になりますけれども、資源リサイクルセンターをつかって徹底にごみを減らそうとしました。そのきっかけは何だったかと言いますと、福井県がごみの、廃棄物の搬出をやめてくれということを書いてきたわけですね。そうすると、吹田市は捨て場所がなくなったということで、もう必死になってごみの減量をするために市民ぐるみで頑張ってきたわけですね。そういう意味でいくと、ある一定の水の供給しかないのだということになってくると、みんなが頑張って水の利用、需要を減らしていく、あるいは分け合うというような発想にならざるを得ないと思うんですけれども、まだそのあたりの発想が廃棄物に比べて水は甘いという気がしているんです。

ですので、そういうこれ以上水はつukれないんだ、生まれないんだという発想の中で、大阪市が今余裕として抱えているらっしゃるところを伊賀に回していただけるかどうかとかそういう聞き方をしないと、恐らく今来てもらっても、いやいや、うちもまだまだ大変ですよとおっしゃるだけの話であって話が全然前に進まないと思うので、その点のシビアさみたいなものをやっぱり伝えながらお聞きをしないと無理ではないかなと思います。

#### ○寶委員

寶です。私も綾委員、岡田委員と同じように、この場にお呼びするのはどうかなと思っております。それはお二人おっしゃったのと同じ理由です。

仮に来られたとしても、久委員がおっしゃったように、答え方に窮される場合もあると思うですよ。それと文書でも結構ですというふうに言ったときに、あるいはここに来ていただくにしても、やっぱり二、三カ月時間が欲しいとか言われる場合には。まあ、聞いてみることは聞いてみてもいいかもしれませんがね。なかなか難しいのではないかなと。それと、これ以外にも同様ないろんな事案があると。

それから、先ほど申しましたように、谷筋が違うということによって、今は余っている方から伊賀の方へ一方通行の、一方向の水の流れしか考えておられないですけど、逆に名張市とかほかの方で足りなくなる可能性だってあるわけですね。だから、逆方向の融通だってあり得るわけです。ですから、そういうところも考えて議論を進めた方がいいのではないかと思います。

ですから、この場に呼ぶというのはなかなか難しいのではないかと考えております。以上です。

#### ○河田委員

皆さん、特に岡田委員の意見に私、賛成します。

実は、こういう具体的なことがあったんですよ。大阪市内で南海地震津波の講演をしたんですよ。その後、大阪市の関市長から電話がかかってきたんですよ。南海地震津波が淀川河口で2.5mあって、これが実は淀川大堰まで行くと。それで、柴島の浄水場での原水の塩分濃度が100ppmを超えてしまうと、上水道としては非常に水が問題になりますのでこれを何とか今検討しておかないといけないと、こういうことを申し上げたら電話がかかってきて、大阪市、いろいろ問題があって市長が動けないので一度市長室に来ていただけないかというお話で行ったんですね。そこに水道局の幹部も同席されて、それで検討することになったんですよ。

ですから、この問題も公に言ってしまうと非常に難しいところがあると思います。というのは、公にいくと多分時間がかかると思います。ですから、こういうことが淀川流域委員会の中で問題になっていて、そういうふう考えたときに、大阪市というのはこうあるべきだと思っているのだがどうだろうというようなことで、例えば委員長なりが市長に会われて、それで文書の形で答えてもらうとかそういう道はあるのかなと思うんですよ。ですから、いきなりここへ来て発言いただくというのは、ちょっと僕ら委員会としては越権だと思うんですよ。ですから、やはりそういうことを投げかけてどういうふうにレスポンスいただけるのかということを探ってもいいかなというのは思いますけどね。

#### ○宮本委員長

いろいろと意見が出ました。ただ、前の委員会では大阪府営水道の方だとか、あるいは土地改良区の方に来ていただいて状況を委員が聞いたということはありませんので、決してこの委員会がそういう方々を呼んでご意見を聴くというようなことができないことは私はないというふうには思っています。

ただ、だれかお呼びするということに、やっぱり委員の合意というかそれがないと私はまずいかなという気がしますので、これについてはですね。今はいろんな意見が出たということです。

ただし、言っておきますけども、これが一番のポイントですよということは皆さんわかっているわけです。なおかつ、今の河川管理者の回答では何十回と今まで聞いているけども、それでは納得できないというのもこの委員会の大部分を占めていると思うんですよ。この状況で何もせずにこの問題はこのままでいったら、この問題についてはこの委員会は納得できませんよと、説明責任をあなたたち果たしていませんよということになりますよと、それを覚悟で河川管理者はそれで結構ですと、今までの回答の繰り返しだけを我々やりますということであれば、それ以上のことは我々としても言えないかなというふうな気がします。

どうですか、河川管理者。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

河川部長の谷本です。大きな方向として考えていることは原案に書いてあるとおりに思っておりますけれども、実際には長年にわたって築かれている水秩序みたいなものが当然あって、それをどこまで踏み込んでやっていけるかというところ、まだスタンスを正直言って決めきれてないところが残っていると思っています。この辺についてちょっときょうは具体的に言えないんですが、きちんと我々の考え方を改めてご説明させていただきたいと思います。

○宮本委員長

今のは、今までの発言というか回答より一步踏み込んでそういうものを何かお示しされるということですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

いえ、そうとは限らないと思います。ちゃんと考えて、今でも考えているんだけれども、今言いましたように、何というんですかね。ちょっと利用で言わせてもらいます。例えば、全然違う例を出して申しわけないですけども、河川利用も川らしい、本来川でなくてはできない利用を目指すというのが大きな方向ですけども、実際には一挙に全部そういうふうに変えていけるわけではなくて、これまでの使い方を残しながら徐々にその方向目指していくということになっているわけですけども、水利秩序についてもそういったマイルドなやり方というのを考えているつもりです。

ですから、利水者の側が相当その気になってやりましょうというところまでついてきてくれないと難しいという判断をしていて、これまで聞いてもまだそういうふうにはならないというふうには、要は今持っている水利権を手放す気はないというお返事をいただいているわけですので、それ以上踏み込むことが難しいというふうには今は思っております。このことについてもう一回、我々のスタンスを整理して、そのスタンスで変わりませんというのかどうか、次回までにお答えをさせていただきたいと思います。

○綾委員

私は、この場に大阪市の方を呼んでお聞きするということについては反対をしましたがけれども、大阪市がどういう意向を持っているかということを知ることについては反対してはおりません。先ほど私が申し上げましたように、この今ご提案になっている方法はなかなか合理的な方法でもあるし、いい方法ではないかと思っているわけで、不満かという、皆さんがそう思っていると思うんですけども、何か間接的な問いかけしか私どもは聞いてないわけですよね。きょう資料に出してきていただいているのも市議会でこういう答弁がありましたからこう思っているらしいというようになっていて、これでは納得できないというのが皆さんの意見だと思うんです。

ですから、その辺のところを考えていただいて、ご回答いただければと私は思います。

○宮本委員長

それでは、きょうの時点では先ほど河川管理者の回答は納得できないというのがほぼこの委員会の今の気持ちですので、それを踏まえて今河川部長がおっしゃったように、次回というか、1月29日になりますかね、この議論をするときにきちっとご説明してください。

それで、我々が今本当にいらいらしているのは、この問題は大阪市がどう言っている、こう言っているという話ではないんです。河川管理者が本気になって水需要管理ということで調整しているのかどうかというところが非常に不信感があるから言っているんです。そしたら、それを踏まえて1月の次の次の委員会に河川部長からきちっとしたお答えをいただくということでよろしいでしょうか。

川上さん、どうですか。一番初めにおっしゃったんだけど。

○川上委員

私は、もちろん河川管理者からちゃんとしたお考えなり方向性なりを示していただくということは大事なことですけれども、河田委員がおっしゃったように、我々も我々の委員会の中で調査委員を何名か選んで大阪市を訪ねるというふうな方法がとれるならば、それが望ましいと。そして、両者を突き合わせてみて29日に議論するというのはいかがでしょうか。

○宮本委員長

またそういうご提案が出ました。今の川上さんのご提案ですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○千代延委員

千代延です。もうこの問題がいよいよ究極のところに来ておると思いますので、やはり多少、余り無理はしない方がいいんですけれども、ここの1点が非常に影響を与えるということは皆、どなたも委員の方は認識しておられ、またその認識は同じだと思うんです。そういう局面で一方的に河川管理者の方が聞いておられるというだけでは辛抱なりませんし、もう一步突っ込んでやっていただくとしましても、委員会としてももし皆さん、委員の方の賛同を得られるのなら、今川上さんのおっしゃったようなやり方で、そこまで突っ込んでやらせていただきたいという気持ちが私にはありますが、それが客観的に見て委員会としてはどうだということについては、ほかの意見があれば教えていただきたいと思います。私は川上さんの意見には賛成です。

○川上委員

ちょっと申し忘れましたが、お尋ねするのは大阪市だけではなくて、伊賀市もお尋ねした

と思います。

○宮本委員長

そうすると、今の大阪市と伊賀市については、河川管理者でちゃんとしたコメントをいただきますけれども、この委員会としても実情をやはり二、三人といいますか、数人で訪れてお尋ねするということをした方がいいのではないかというご意見です。これに対してどうでしょうか。特にご異議がありますでしょうか。

○竹門委員

竹門です。方針については異議ございません。

ただ、聞いていただきたい項目の中に、こちらの資料、審議資料1-2-2の28ページに水源の見直しについての聞き取り調査結果がございます。私、かつての質問で同じく資料31ページの簡易水道の分が県水に変わる分がすべてなくなってしまうはずないのでどうなるのだという質問させていただいたところ、それは平成21年度の分にも実は含まれておりゼロになるわけじゃないという回答をいただいたんです。

実際には個々の現場ごとに使われなくなるものや一部残るものなどいろいろあると思われまして。これらの現場において水源の移行を各受益者が本当に望んでいるのかどうかという質問については、そのとおりだというふうに回答をいただいたのですが、今回そういうチャンスがあるのであれば、ぜひ直接聞いていただきたい。

そもそも上水道のあり方として、こういう広域的に一律になるのがいいのか、各地域別に自前の水源を持ち地産地消的に水資源を利用していくというパターンが残った方がいいのかは、非常に重要な問題だと思います。それについて今後検討するため判断材料として、ぜひそういうチャンスに地元の声を聴くべきだというふうに思いました。

○宮本委員長

わかりました。それでは。どうぞ。

○岡田委員

岡田です。私は何らかの形で大阪市にこのメッセージが伝えられるべきだと思いますが、私はやはり河川管理者がこの問題についてどういう姿勢をとることになるのかということが、実は一番ポイントだと思うんですね。それによって調整の仕方もいろいろ変わる。ですから、次回までにもう一度河川管理者の姿勢の確認なのか、姿勢を表明されるということであるならば、私はそれを待つてからにした方がいいのではないかと個人的に思います。

それからもう1つは、これはちょっと私の勘違いかもしれませんが、この淀川の問題については

関係市町も含めての協議の場とか調整の場もたしかあるはずですから、当然ここでの今の議論というのは管理者を通じて直接あるいは間接的に伝えられるべき話ではないかと考えます。もちろん、そういう期待をしながら今新しい展開がないというのも間違いなく事実ですが、今最後の詰めという意味でそういうステップを1つ踏んだ方がいいのではないかというふうに思います。ただもちろん、これは時間を限って次回までにということですよ。

それからもう1つは、これはちょっとどういうことになるのかわかりませんが、例えば仮に大阪市というふうに言ったときに、大阪市を代表する人は一体だれなのか。もちろんこれは市長なんだろうが、それ以外に水道事業にかかわるところも含めてどこに会うのかというようなこと自体も、実は結構大きな問題だと思いますね。ですから、今の打ち出されている方向性は私はわかりますが、今申し上げたようなところをちょっと踏まえた上で、急ぐのですけれども、一つ回り道をして進んだらどうかというのが私の個人的意見です。

#### ○寶委員

私も岡田先生の意見に賛同いたします。委員会として直接行くことはいいんですけども、それなりのリスクもいろんな意味で伴うと思うんですね。それと相手側がいろんな側面、先ほど社会的コスト、環境的なコストもありましたが、本当に広域的な観点からちゃんと対応してくれるのか、ちょっと不安が私はあると思いますので、もう少し時間をかけてからでもいいのではないかと考えております。

#### ○宮本委員長

どうぞ。

#### ○山下委員

ちょっと私、むしろ気になったのは、問題は委員会としてはこういう形で利水について問題処理ができるのではないかということが1つ。そのためには、要するに大阪市がそれなりの対応をしてくれれば済むじゃないかということにきているわけです。ところが3つ目に、河川管理者を通じて大阪市がこう言っているという話は散々聞かされてきているのだけれども、本当に本当なのというところがもうひとつもどかしい。不信感とまでは言わないですけど、もどかしいわけですよ。それを我々として納得したいというところがあると思うんですよ。

そのためにどうするかということで今悩んでいて、来てお話を伺うべきか、こっちから何人か行くべきか、あるいは河川管理者を通してということになるかということだと思っておりますね。

でも、最終的に我々としては腑に落ちないと答えが出せないわけですよ。どうすれば我々にとって、どういう結論が出るにしても、それなりに納得したという状態に持っていけるかというそこ

だと思うんですけどね。

**○宮本委員長**

大阪市に伺うのはいいのだけでも、河川管理者の再度の姿勢というか、それを聞いた上ででもいいのではないかと、そちらの方がいいのではないかという意見が今出たわけですよ。

そうすると、河川管理者のいわゆる姿勢というかコメントを1月の2回目の委員会でやるということになると、それを受けてということになると2月にそういうようなことでアクションになるわけですよ。そうすると、1月の第2回目の委員会ではダムについての総括的な議論をしようとしているわけですよ。そうすると、川上の利水についてはそこではある意味においてはまだペンディングだという話になって、なおかつもしも川上の利水がなくなれば、当然のことながらアセットマネジメントがどうなるかということに響いてくるわけですよ。

ですから、そうすると川上ダムについての、治水はまだきょうは議論していませんけれども、話がある意味で大きな議論が2月にずれ込んでしまうんですけども、それは委員の方々、どうですか。それでもやむを得ないということであれば、私はそれでもいいと思いますけども。

**○河田委員**

委員会としてはやむを得ないんじゃないですか、それは河川事業者がどう考えるかは別として、委員会としてはやっぱりそういう方針は貫かないとおかしいと思いますけども。

**○宮本委員長**

わかりました。そうすると、こうしましょうか、いずれにしても大阪市と伊賀市については、これはやっぱりこれを聞かないと我々としても判断できないということで、今の状態では納得できないということですので、委員会として聞きに行くと。それで、これについては、その前に河川管理者からこうこうこういうことであって、さらにこうこうこういう話が出るということですので、そのお話を聞いた上で、そしたら、準備も要ると思いますので、やるということによろしいでしょうか。

大体皆さんの意見を最大公約するとそうなるので。あつ、どうぞ。

**○澤井委員**

澤井です。その河川管理者からお答えをいただくときというのが、委員長は1月29日と言っておられるんですけども、さっきの谷本部長さんの話はその前の委員会をイメージしておられたのではないのでしょうか。

**○宮本委員長**

あつ、そうなんですか。1月9日ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

次回までにと申し上げたので、29日とか9日とかではなくてもっと早くと思っておりますけれども、実際にはちょっと年末年始もあるので、9日とかになるかもしれません。

要は、我々としてもそういう努力は目いっぱいさせていただくので、できるだけ早くご意見をいただきたいということです。29日まで引っ張る気は毛頭ありません。なるべく早く出させていただきます。

○宮本委員長

そうすると、早ければ9日までに出ると、あるいは9日に出る可能性があるということで、それを受けて、そしたら速やかに委員会としてアクションを起こすということで皆さん方ご異議ないと思いますので、これについてはそういうふうに決めたいと思います。

済みません。それでは、山下委員、終わりましたので、質問を。

○山下委員

どうもありがとうございました。どうでしょうか、時間は。環境まではやっておいた方がと。

○宮本委員長

予定はですね、実はもう7時までで審議は一応きょうの予定は終わりになっているんですね。あと残っているのが環境の話と治水の話が残っているわけですね。

それで、治水の話は次の大戸にも絡みますし、総括の議論のときでもまたできると思うのですが、個別の川上の環境については、きょう少しだけ時間をいただいて、ご議論だけさせていただいた方がいいかなと思うんですけどね、どういう問題点があるかですね。そこだけちょっと時間が延びますけれども、お願いいたします。

○山下委員

そういうことですので、環境の話だけは済ませておきたいと思います。スライドの方ですが、資料の1-2-2の75ページ以下のところで、河川管理者の方から平成17年に出されたものを、いわばリニューアルをしたその最新の資料を追加した記述がなされているところです。

それで、私の方が気になったのは、一応この河川管理者の方の対応というのは、専門家の意見を踏まえた対応だということになっています。したがって、こういう専門家の意見を踏まえた河川管理者から示された資料というのを、この委員会としてどう取り扱ったらいいのか、評価したらいいのか、やはりここは環境を専門とする委員の皆さんからのご意見というのを、まずはしっかりいただきたいという気がしています。

ということで、オオサンショウウオ、オオタカ等についての検討、あるいは生物生息・生育環境

そのものの保全という視点からの検討、その他あるかと思うのですが、環境を専門とする委員の皆さんから、河川管理者の示した資料というものをどう見ておられるのかというところをぜひご意見を伺っておきたいと思うのですが、村上委員、最初をお願いします。

#### ○村上委員

村上です。まず水の問題からいきたいと思います。まず水質予測ができていっているかどうかなんですけれども、これは以前の1次元モデルから2次元モデルにして、少しは一致性がよくなったということは認めていいと思います。しかし、それでもまだまだ実測値と予測値の、縦軸、横軸にとってみますと相当ばらつく、とてもこれは信頼性がある予測にはまだまだなっていないというふうに思います。ですから、私はこれ以上もうちょっと精度のいい予測をやれというわけではありません。やはりこれだけのあやふやな前提のもとでこの計画を進めてよろしいかどうか、そういった聞き方をするのが一番妥当ではないかと思います。幾ら変数を変える、それからモデルを変えてもこれ以上の予測はできないと私は考えます。

次に、変化は軽微なものであるかというふうな判断なんですけれども、水質問題は数値で出ていますので非常に一般にはわかりにくいところがあります。例えばSSが、これは基準としては10を考えておりますけども、これは多分アユなんかにかかわる水産基準を持ってきていらっしゃると思います。しかし、実際はSSがその半分の5であっても、大抵の方は橋の上から川をのぞいたら濁りがわかる程度の濁りです。ですから、この例えば5もしくはそれ以下の数値の日数がどれだけになるか、これは非常に大きな問題だと思います。

それから、クロロフィルの問題も同様です。普通の河川の場合上中流の場合はほとんどクロロフィルが流れることはない、つまりプランクトンが流れることはないのですけども、これだとやはり10まではいきませんが7、8は出てくるだろうと。これは普通の河川ではあり得ないということになります。ですから、濁りにしろ、それからプランクトンの問題にしろ、やはりダムをつくれば環境影響は否定できないということを今までのデータから言っているのではないかと私は判断します。以上です。

#### ○山下委員

では、お願いします。

#### ○竹門委員

今の村上委員の補足になると思うのですが、予測に関しては当然ながら不確定要素が多々あるものの、オーダー的にはおおよそ予測どおりになるのではないかと思います。

一方、この結果の解釈については「大きな影響はない」という結論になっておるわけですが

も、この数字に対する評価については私には全く納得できないわけです。例えばクロロフィルa量に関しては、水質保全対策をする結果7  $\mu\text{g/L}$ とか8  $\mu\text{g/L}$ の値に落ちつくので良いということですが、渓流域において、これだけのクロロフィル量が常時流れる環境というのは自然河川として妥当な値ではないわけです。川は湖沼ではないわけですから、これだけのプランクトンが常時供給される河川生態系というのは病んだものになるということは確実でして、つまり、これで影響がないとはとても言えないということです。

その場合に、そのような現象は既に各大きな貯水池の下流域では現実には起きていることですから、それらを前提として環境保全対策をどうしたらいいのかと考えなくてははいけないはず。その意味では環境のアセスメントの結果が見直されるべきだというふうに私は思います。

つまり、例えばこの結果に対するコメントを見てください。「アオコの発生が長期化するような水質のレベルではないと考えられる。」というコメントがあつて、それで、この判断から水質に対する影響は余り大きく取り上げられてないわけですね。しかし、河川環境を好適に保つという目標に対してはやはりこれは大きな影響がある数字というふうに解釈するべきでしょう。以上のような状況においては、これまでの環境影響評価、結果については私としては納得ができません。さらに、環境対策については同じ数字に基づいてでもまだやるべきことがたくさんあると考えられます。

それで、そのために検討すべき項目については、意見書としてまとめたいと思います。

#### ○山下委員

はい、ありがとうございます。水野委員。

#### ○水野委員

魚類の水野です。まず、80ページ、81ページを皆さん見ていただけないでしょうか。先ほど国交省の方からアセットマネジメントという言葉がありましたけれども、まさに自然資源アセットというところで、例えば、植物は149の1,033種で、私で言うと14科36種の魚種、昆虫に至っては1,468種。

要は、ダムのところはそれだけの自然をためているわけですよ、発想的に言えば、言いかえさせていただけると。それを帳消しにされてしまう可能性が高い、もしくは大打撃、不可逆的なインパクトというふうに言われますけれども、生態系というのは流量や水量のように物理計算で戻するようなシミュレーションでできるものではありません。基本的に予測はほとんど不可能だと思ってください。これは詳しくやってもらえば、カオスとか複雑系とかの話で知られているように、生態系は非常に構成が、これだけの種を全部シミュレートしなければいけないので、計画的にシミュレート

できないのはしょうがないんですけども。となったらそのために予防原則という言葉があらわれて、要は、これらの種はほとんど影響を受ける可能性があるから見なければならぬ、生き物を扱うときには。

それで、そういった中でも、しかも、80ページの下のところ、「動植物の重要な種」と書いてあるように、特に川上ダムのところは非常に自然が豊かなところである、中でも有名な天然記念物のオオサンショウウオや、「種の保存法」などに入っている生物たちがすんでいるところ、これは簡単に書いてありますけど、こんな生き物がある場所はほとんどありません、日本のところで。

それで、本来の手順としては、流域全域の中と比べて、ここのその生物多様性というか生態系のポテンシャルが非常に高い場合には、やはり手をつけない方が、次世代とか、あと100年単位の問題ではないので、1,000年後までこの自然を残せるかとかそういうところまで考えてすれば、そう簡単にダムだけの費用便益で出せる数字ではないということ。

例えば、ではここの1,468種の昆虫類が、1種保存するために1,000万円の価値があるということにして計算していただければ簡単に数字ははじけると思いますがけれども、そんな数字であらわせるものではなくて、遺伝の多様性ですから。

それで、これで、例えば絶滅危惧種に至ってはこれで切れてしまえば、ここの個体群が消えてしまいます。何で生物多様性でもよく言われているかという、不可逆、一たん絶滅してしまえばもう復活はほとんど難しい。例えば、オオサンショウウオでも、同じ形に見えても、ここの個体群というのは、一たんその遺伝の多様性が失われてしまえばもう戻れない。あと100年後にすごい技術が出て、非常に役に立つ、こういう、ここからどこか物質がとれる可能性も全部失ってしまう、次世代の財産を失う。そういう可能性があるということがあるので、その環境の価値を入れてほしいというのが、生物多様性条約とかでも日本が批准しているところにも入っているものなので、きちんと本当に議論の中で、社会とかその、実際の工事費用ばかりの話はありますけれども、こころをあと。

#### ○山下委員

そうなんですけれども、ただ、ちょっと議論のレベルを確認しておいた方がいいと思うんですけども、おっしゃることはわかるのですが。

#### ○水野委員

具体的にですか。

#### ○山下委員

いや、そうではなくて、結論の方から言うとこの地域については、そもそもという。

### ○水野委員

そもそもゼロ代替案を考えたときに、これだけの自然を保全しているので、その価値のアセットについてはきちっと評価して、その後地元住民の意向などを聞いて比較検討をしてもらわなければ問題ではないかと。特に地元住民の意向とか、はかり方もあります、CVMとかエコロジカル・フットプリントとか、なかなか浸透してないですけども、その数字が正しいかどうかまではなかなか難しいですけども、それなりに指標までは出せますので、そういった努力もして、実際の費用便益というところに比べてほしいというのが私の意見です。

### ○山下委員

お願いします。

### ○深町委員

こちらに書いてある範囲の中での判断なんですけれども、例えば植物にしてみると、個体レベルについては調査されて、先日分布図とかも見せてもらって、プロットしてあるのがわかりましたし、もうちょっと大きな植生ですね、それが92ページにあります、多分植物とかを見る上で一番大事なのは、例えば個体があったときに、移植すればいいというようなのが基本的な姿勢で書かれていますし、一番大事なのは、そういう部分もちろんなんですけれども、アカマツ林とかスギ・ヒノキ林というこんなに大きなまとまりではなくて、もうちょっとマイクロな生息地の中に、植物なり、植物と動物が相互作用をしながらその場所で生息できるというような、もうちょっとマイクロ、ちょうど種レベルとこの大きなレベルの中間といいますか、その辺の情報をしっかり把握しないと、実際このダムをつくることによる影響というのは、はかり知れないのではないかなというふうに思います。

特に92ページの典型性のものは、かなり専門の方が入ってご検討はされたとは思いますが、粗過ぎてこれで何を言おうとしているのが全く理解ができないものですし、典型性と項目にあるのでやっておられるのかもしれないんですけども、本当に影響なりこの地域を評価する、植物なり1つの生態系で評価するというようなことを考えた上では、非常に一面的な部分での、環境アセスの中での見方ということではないということです。

それから、ちょっと気になるのは、専門家の方のコメントを見ますと、大体影響がありませんというようなこととか、移植すれば済みますという、多分、私もこういうふうなところで委員会に参加したりしますと、こういう事業をやることでのデメリットとかか負荷がどれくらいあるかということも当然話し合われる中で、でも、こういう部分もあるので対策をしましょうということになるのですが、これを見ていると、大したことはないので大丈夫ですということしか書かれていない

ので、やはり、最終的にこういうふうな事業を進めるにしても、何を私たちが失うのかとか、何を対応しきれないのかというのをしっかり把握して、あるいは共有していくことが大事ではないかなというふうに感じています。

○山下委員

いかがですか、何か。

○中村委員

中村です。これは、川上ダムだけではなくて、今回の整備計画原案全体で環境をどう扱っているかということにかかわるのですけれども、新しい河川法の中で環境が入ってきたということをどう考えるかということは、提言の中で非常に明確にあらわしたんですね、この委員会は。

その委員会であらわしたことは、幾つか基本認識ということであるんですけども、端的に言いますと、お手元に提言があれば見ていただきたいんですが、提言の3-4ページというところに、「河川法が改正（1997年）され、治水・利水に加えて、新たに『河川環境の整備と保全』が河川行政の中に明確に位置付けられた。」と。ページの3-4というところなんですけれども、ここを委員会としてどう考えるかというのは、「この河川法改正の究極の目標は河川生態系の保全と回復である。『これ以上生物種を減少させない』、『人間生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない』との固い決意のもとに、自然豊かな河川の環境を保全・回復し、子孫に残し継承していくことは、我々に課せられた重大な責務である。」と。

それで、これの詳しいことはいろいろ後にあるんですが、今回の原案の一番最初に3つばかり河川整備計画の基本的な考え方ということで、丸が4つ、5つあるんですけども、最初の方にそれに類するようなことが書いてはあるんですが、ほとんどそれが実際の計画の中に生かされてないと。新河川法以前の手法ですよ、要するに、利水・治水で決まったものに対して環境でどう影響があるかという方法論でいっているわけですから。

新しい河川法のもとで計画を考えるということはどういうことなのかということが、川上ダムの場合にも、全く同じことなんですね、治水・利水でこういうことが必要であると、ダムはこの規模であると。それで、環境の専門家にいろいろ調べていただいたら大丈夫だと言われたと。ところが、新河川法のもとで、じゃあ、先ほどの趣旨のものがどういうふうに河川管理者の中の計画の基本的な考え方に反映されているかという、全くないので。

それで、先ほどの話に戻るわけですね。要するに、そういうことを前提にして考えたときに、利水が非常に限られているということであれば、むしろ環境を大前提に考えたときに、いかに治水・利水に我慢していただけるかということを考えるのが本来の計画のプロセスではないかというふう

に思うわけですね。それがそうになってないのはどうなのかということが、委員会の議論の当初からの流れをくんでいくとそうになってしまうんですよ。

ですから、先ほどの利水でのいろいろな議論というのはまさにそのとおりで、そこに河川管理者の環境に対する考え方がどう位置づけられていて、それを考えると、この利水の問題はどう思うと、どういうふうにすべきだというふうに言っていただきたいんですが、そこがなかなか出てきてない。そこが非常に問題なんじゃないかというのが私の考え方で、それは1月9日にそういうことも含めてお答えいただけるとわかりやすくなるんじゃないかというふうに思いますけど。

### ○山下委員

最初にお断りをしたのは、今ご指摘になったような話というのは、本当は、きょう治水までやって、それを踏まえて最後に議論ができるかなと思っていただけです。というか、私なりに思っていたのは、環境の話にしても、とりあえず事業アセス的なところについての信頼性というところを押さえた上で、利水・治水、それぞれ代替案その他も含めた妥当性、合理性というところの検討をした上で、大上段の議論に最後したいなと思っていただけのものですから、それが時間切れでそこまで行かなかったというところなんです。申しわけありません。

今のご指摘のところは、委員会としてどこかでやらなければいけない話だろうと思いますし、川上ダムのところで行うのがふさわしい、というよりは、むしろもう少し全体のところでご議論していただいた方がいいかなという気はしているのですが。

ほかにいかがでしょうか、環境に絡んで。もちろんきょういただいたご意見、1つは、河川管理者の方から示されている、その環境に関する調査の仕方あるいは評価の仕方等についての疑問ないしは批判というところがありましたし、その部分については河川管理者の方で少し対応を、そのお考えを、お考えというか、お答えを返していただきたいという気がするのですが、それはいかがでしょうか。

特に村上委員、竹門委員、それから深町委員からは、少し信頼性とか調査の方法とか評価予測のレベルのところでは疑問なり批判があったわけですから、それは少し受けとめて返していただきたいという気がするのですが。

### ○河川管理者（水資源機構 関西支社 川上ダム建設所長 及川）

水資源機構川上ダム建設所の所長の及川でございます。ちょっと質問が拾い尽くせてないかもしれませんが、お答えしたいと思います。

まず、水質の話でございますが、例えば濁度、あるいは植物プランクトンにつきましても、自然河川の状態に比べますと、貯水池ができることとなりますので、そういう意味では非常に大きな影

響を発生させるというふうに認識しているところではございます。ただし、貯水池になりまして、それで従前のダムの放流水の水質の状況と、こういうものをこれまでの管理の状況からつかまえておりますので、それと比較するような形の中で、川上ダムに設けます保全対策というようなものをうまく使いますと、従前の貯水池運用に比べて同等あるいはもう少し水質的に改善できるのではないかとというような意見を表明させていただいているところでございます。

それから、典型性の話でございますが、若干紙面の関係ではしよった書き方になっているところがございます。まず、全体の調査の結果発見された種、それからその全体像というようなものをお示ししまして、それからその中でどういうふうに貯水池の影響、特に今回は2年前にお示しさせていただきましたダム高80mというものに対して、今回10mぐらい高くなるという、その影響を中心に検討してきた結果をまとめさせていただきました。その意味合いで80mのダムから90mのダムということの影響を、そういう観点から記載させていただいた結果、若干影響はないというような記述が目についたものというふうに考えてございますけども、基本的にはダムが貯水池をつくるということで、その影響を十分認識しておりまして、典型性の議論につきましては、もう少しご説明の資料を整えさせていただければというふうに考えてございます。

#### ○山下委員

何か。では、お願いします。

#### ○竹門委員

日本国中に2,000以上もある貯水ダムの事例から、水質問題に関しては小手先の対策では根本的な解決にならないということはもう明白なわけですよ。ですから、例えば先ほどのクロロフィル、あるいは濁度問題については、例えば、曝気によって根本的な解決をするのは無理だというふうに初めから考えて対策を立てる必要があると思います。濃度が2 $\mu$ g低下したからそれでよいという問題じゃないわけです。

基本的にダム下流の維持流量に関しては、貯水池のプランクトンを含んだ水じゃなくて、上流域の支川から清流バイパスを通すというようなことを考えるべきですよ。そのような対策をすれば、下流域の河川環境に関しては、ダムがあっても今までのダムに対する環境対策よりははるかにいい結果になるようなことは考えられるわけです。予測される影響に対する対策について必ずしも真剣に検討されてないというところに不満があります。

#### ○山下委員

深町さん、何かございますか。

○深町委員

ご回答として、典型性のところというよりも、一番、種レベルと、かなり粗い、この典型性のところだと、例えばアカマツ林と落葉広葉樹林が一緒ということ自体が問題で、もうちょっと具体的に言うと、例えば群落レベルでどういうふうな分布があるのかというのは最低限押さえた方がいいですし、落葉広葉樹でも、それは具体的に言うと、コナラ林だとかブナ林だとか、林床等も、もっと全然違いますし、湿っているところとか、そういうのを細かく、生息地とセットで種の分布とかを見ていく中で判断する部分が必ず要と思うんですけど、その部分がすっぱり抜けているのはどうしてでしょうかという。やっぱりそういう部分を最低でも出していただかないと、ということが一番。

○村上委員

村上です。説明を聞いていて一番やはり問題なのは、水が変われば生き物がどう変わるかという筋道がまるっきり説明されてないところにあります。

例えば、プランクトンを多く含んだ河川水が流れれば、当然水生昆虫の種類組成も変わってきます。量も変わってきます。では、組成は魚がどう変わるか、その魚を食べてたサンショウウオはどう変わってくるか、そういった筋道がきちんと説明されておれば、私たちはある程度納得できるような、話を理解することができるのですけれども、そういったものは一切示されてない。サンショウウオはサンショウウオ、水は水、ばらばらで議論されているような気がします。

やはり河川管理者が川の環境、それから、そこにすんでいる生物にどういうつながりがあるかということをもう少し理解した上でこういった調査計画をまとめていかないと、とても私たち環境の人間が納得できるような結論は出ないんじゃないかと私は思います。

○山下委員

ちょっとだけ、環境の専門の委員の方にはお願いですが、きょうの発言の趣旨とか疑問点、あるいはこういうところはどうなっているのだという質問等を、何かペーパーみたいな形でまとめていただくと後々の議論がちょっとやりやすくなるのかなという気はするのですが、いかがなものでしょうか。

○村上委員

それは、意見という形でもよろしいでしょうか。今までは質問という形だったんですけども。

○山下委員

質問と意見と両方でいいと思うんですが、質問はむしろ従来のような、従来のスタイルで1月までに。

○村上委員

いきますよね、それに加えて意見を今回は求められたということでよろしいですね。

○山下委員

お話を聞いていると、質問のところもあるけれども、意見というところがちょっとむしろ強かったように思ったので、それはできれば何か簡単にでもまとめていただけるとうれしいなと思ったのですが。いかがですか。

○深町委員

深町ですが、それはもちろんやる必要があればするんですけども、基本的には中村委員が言っていたように、こういうダムをつくることを前提とした環境アセスがやるようなことを私たちがやるというような部分を。

○山下委員

いや、むしろ、今ご発言いただいたようなところを、こういうところが気になるとか、こういうところを、こういうことをやるべきではないとかということ。

○深町委員

はい、その個別のはわかるんですけど。

○山下委員

それをまとめていただければいいだろうと。つまり、もちろん中村委員がおっしゃったような議論というのをしなければいけないのですが、それとは別に、河川管理者からきょう提出いただいたところについては、こういう形での意見なり疑問があったという形で整理をしておければ、1つ区切りになるかなと思っただけで、深い意味は全然ないんですが。

あっ、では。

○中村委員

1つの区切りになるという意味でいいと思うんですよ。ただ、環境のやりとりというのはちょっと利水・治水と違って、河川管理者は河川管理者自身が環境に対して取り組んでいる部分もあるんですが、要するに環境の委員会を別途つくり上げて、そこでの議論をベースに反映しようとしていると。

それで、ここで、例えばこれができてない、あるいはこうすべきだと言ったときに、河川管理者はどうしたらいいのかということ委員会を示さないと、それを書いたら書き放しで終わってしまうんですよね、この環境の部分だけは。

要するに、環境を実際に委員会形式でやったそことこの委員会がやりとりをするというのなら行

きどころはあるんですよ、議論はできるんですが、そのところは今の山下委員のご提案のように、やりとりがあったので、そのやりとりはきちっと記録に残ってわかるようにしておきましょうと。それで、そこから先は最終的に今言ったように、ではこういうやり方というのはどこに行き着くのかというのが最終的に来なければ落とすところがないので、それだけのご理解いただきたいですねというようなやりとりではないかと私は思うんですけどね。

#### ○山下委員

ご指摘のとおりだろうと思います。だから、ものによっては河川管理者が、それこそ持って帰って、今動かしている専門家も入れた委員会のところでも検討されるということもあるだろうし、むしろ環境の専門家としての意見としてこういうのがあったという形で受けとめていただくということもあるだろうしという、そういう話ではないのでしょうか。

#### ○中村委員

もう1点だけよろしいですか。これ実は一度やっているんですよ。前の委員会で河川管理者から各ダムなり河川整備のこの種の説明と、それから委員がきちっと書いたものの質疑をやって、今回それに加えて河川管理者が新たにどこをどうされたのか、それに対して、委員は、それは十分だったのか不十分だったのか、前回のやりとりと、どこが新しい局面で気になるのかということをやらないと、今回だけを切り取ってやると非常に不十分なものになるのかなというのがあったもので、どこでどれぐらいのことを期待してこれを記録して残すのかと。村上委員なんかはかなり、ダムのことによって特別な部会をつくりましたから、そこも含めて、もし書いていただくのならね、少しそういうところを含めて書いていただかないとわかりにくいものになってしまうかなという気はしますよね。

#### ○山下委員

ありがとうございます。

#### ○川上委員

それで、環境の専門の委員の方々にそういうことをやっていただくときに、本来ならばこの川上ダムの、これは何委員会ですかね、この委員会の議事録なんかに一覧目を通していただいて、ここに載っている委員会の意見というか、それはもう本当に要約だけしか載ってないのでね。そのバックグラウンドを理解してもらえないと、やっぱり本当のことは書けないのではないかと思いますよ。

しかしながら、これは前にも河川管理者に質問したのですけれども、議事録はとってないということで、議事要旨がメモに残っているぐらいかそんなことなので、それも不可能なんですよ、実

は。

それで、いずれにしても、私が思いますに、まずやっぱりこの原案が基本だと思うんですよ。この原案に書かれていることについて、あるいはその背景も含めて、環境の専門の委員の方々に意見をまとめていただくということが基本なのではないかと思うんですよ。

#### ○山下委員

それはむしろ全体のところで当然だろうと思ったのですが、ちょっと誤解があったようですが、私がお願いをしたのは、結局、私の方のスライドで、私はこれを見て、川上ダムについてのこういう調査があってという河川管理者からの報告を受けて、専門家も入ってこういう検討をしていますと言われて、そうですかという以上のところは理解できないわけですから、それに対してきょう環境の委員の皆さんから気づいたところをご指摘いただいたわけですから、それはもちろんこの委員会ですから議事録は残るのだけれども、こういうところが気になったとかこういう意見だったとかいうところを、簡単なメモにでも整理していただけると、それで1つまとめになるなという、それぐらいのことだったんですけどね。ですから、あんまりまじめにとられると困るんですが。

そもそも原案について環境、示されている自然環境等も含めたことについて委員会としてどう意見を取りまとめていくかというのは、まさに川上ダムの議論をしているこういう場ではなくて、もう少し別の形で当然あるだろう。そこで気合いを入れていただくことになるだろうと思っているんですが、そういう理解でよろしいですか。

#### ○宮本委員長

ちょっと議論が何かごちゃごちゃになったんですけど、きょうこの「川上ダム建設事業について」という最新版が出たわけです。これの中に環境についてのいろんな記述があって、これが最新版ですということです。ですから、今までも資料に対する質問を出してもらったんだけど、今回の質問は当然あれば出してもらいたいだけでも、それに加えて今おっしゃったような意見がある、例えばこの辺についてはまるっきり抜けているとか、これじゃ不備だとか、そういう意見もこの1月11日までに出していただいたら整理ができるということだと思います。

それで、決してここで次に書いてもらったコメントや意見が、そのままこの委員会の最終的ないろんな意見になるのではなしに、これは当然中村委員がおっしゃったみたいに、治水・利水・環境、全部の一回この関係を、実は本当は大事なんです、そこがですね。今までこの委員会はそこをすっ飛ばしてきているんです。河川管理者が出した説明資料に対する理解をするということやってきましたから本当はそこが残っています。これは必ず根本の話ですからやります。とりあえずこのペーパーに対する質問と意見を11日までにお出し願いたいということよろしいですか。

○山下委員

そういう趣旨ですので、よろしいでしょうか。嫌だというのであれば決して無理強いをすることではないので、誤解を招いたら申しわけありません。

以上でよろしいでしょうか、環境のところについては。治水のところが残ってしまったのですが、それは年越しの宿題で、私は年が越えられなくなるかもしれないのですが、きょうは以上ということで、あとは委員長の方へお任せします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは、きょうの川上ダムの集中審議についてはこれまでにいたします。これで終わりたいと思います。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、一般傍聴の方のご意見を伺いたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

そちらで7名おられますね。そうしたら、こちらからお願いいたします。

○傍聴者（畑中）

大変お疲れのところもう少し時間をいただきまして発言をさせていただきます。伊賀市から来ました畑中尚といいます。きょうのご審議を聞いておりました少し感じたことを言います。私たちの伊賀の国というのは、水がないという国ではありません。逆に下流部の大都市部へ水を供給する役目のある地域で、鈴鹿山脈、布引山系、いろいろあるのですが、向こうへ行くと伊勢湾に行きますから、私たちの国の水は全部淀川を通じて大阪湾に流れると、こういう地域でございます。私たちは一生懸命山にドングリを植えたり、公有地あるいは民有地の中にも一部協力いただいて水源涵養林などを守りながらやっているわけですね。その中で、きょうお話が出てた中に、大阪から水買ったらいじゃないかというような意見が出て、これまたびっくりしましたが、こんなとんでもない話はありません。

ダムが必要かどうか。今環境の問題は大変重要な問題で、ご審議いただきました。そのとおり。そういうものをなくしてまで伊賀市一市の利水が必要かどうか、これを詰めてほしいんですよ。私は伊賀地域に住んでおりますが、伊賀市は水がない、そんなばかなことはありません。ですからダムは必要ない、こういうことなんです、単純に言えば。

それから治水について、岩倉峡狭窄部を過ぎた島ヶ原地点から大阪湾まで、これは治水の対策は必要ない。なぜかといえば、この四、五十年間、河川管理者は岩倉峡を開削しない大原則できました。ですから、開削しないという中で堤防強化なりいろんなことをやってきたんでしょう。この50

年、60年。ですから治水についても川上ダムは必要ない。単純な話なんです。

ただ、必要と言っているのが、先ほどもご議論が出ておりましたが、一遍伊賀市呼んでみると、まあ担当者おります、最高責任者、市長もおりますけれども、上野市の岩倉峡上流部の、三重県から言えば西部というところになるんですが、その一部田んぼが水つかる。住んでいる家はもうつかからない対策をとってきているんです。さらにまた、遊水地4つの完成が間近に来てます。これがあふれて、いわゆる上野市が全部、昔の28年のように鍵屋の辻まで、荒木又右衛門で有名なところだったんですが、2m50の冠水が起こる、そんなことはありません。これを皆さん方専門家の皆さんでぜひ検証していただきたい、こういうつもりでこの淀川水系流域委員会、約6年間、まあ6年余になります、私たちは見続けてきたわけです。

推進するという人たちの意見は、科学的なデータ何もしないんです。墓を掘り返したとか、先祖伝来の田んぼや家屋を売ったとか言っているんですが、これは国民の皆さんのご理解のもとにそれなりの対策、水没者対策、生活再建対策すべてとってきました。これがあってこそ妥結の調印をしたんです。ですから、そういう問題は歴史上解決しているんです。ただ、ここに来て、97年の河川法改正に基づいて環境保全、あるいはダムをつくるについては、そういうものを乗り越えてでもそういう施設が必要だということになれば、科学的なデータを持ち寄ってみんなの合意ができるような形でダムをつくろうじゃないかと、こう言っているんです。ですから、それは総合的です。いろいろ言えばきりがありませんが、私たち民間サイドでも森を大切に、そして地域の森林整備を一生懸命取り組んでいる、こういう一面もあるわけなんです。ぜひそういったことも踏まえて再度検証いただきたいと思います。

以上です。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは、こちらの方ですね。では、前の方から参りましょうか。

#### ○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。きょうの審議そのものではないんですけれども、審議資料1-6、14ページのところですね。「上中下流の整備手順のイメージ」の中で、中流宇治川のところが現状5分の1となっているんですけど、これは間違いだと思うんですよ。こういう資料が何で記者会見で配られるのか非常に疑問です。まず第1点。

それからもう1点は、きょう河川管理者は質問に対して回答しましたというぐあいには言われませんでした。私は回答をもらったというぐあいには受け取ってません。私の最新の質問は参考資料1の一般

からの意見の898に書いてますので見てください。それで審議資料1-3-1の質問・回答集のところですが、通し番号の225と226、227、（受付番号1379.1380.1381）これは宇治川改修にかかわって極めて初歩的な根本的な質問ですが、宇治川の宇治地点の計画高水流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ はどういう計算式でどういう数値を用いて決めたのか、昭和46年の淀川水系工事实施計画のとき、それから平成19年8月ことしの淀川水系河川整備基本方針のとき、それから原案についてそれぞれ説明を求めているんですが、個別対応で別途お聞きくださいと、こういう回答ですね。私は、これは回答ではないと思います。非常にふまじめだと。こういうことでやられたのではぐあいが悪いとまず思います。

それから通し番号の115（受付番号1385）ですが、これは回答がすれ違っています。天ヶ瀬ダム下流から山科川合流点までの残流域の流入量にかかわって、 $17\text{km}^2$ なら $268\text{m}^3/\text{s}$ 、 $28\text{km}^2$ なら $431\text{m}^3/\text{s}$ と、こういう式について、これは市民説明会をやられたんですけど、おかしいやないですかということを質問しているんですけど、まともに答えてもらってません。そこで、質問と回答という点について河川管理者は説明責任を果たすこと、そして事実について共通認識を持つためということで、宮本委員長はかなり毎回言っておられると思うんですけども、私は回答されてない部分について、あるいはすれ違いのはぐらかし回答については、少なくとも1月9日の天ヶ瀬ダムと大戸川ダムの審議までには回答させるように委員長から言ってほしいと思います。そやなかったら議論が進まない、このように思います。

#### ○宮本委員長

はい。今のはねえ、ちょっと言いますけどね、質問に対する回答は今回出し切ったということを言われているんですよ。ただし、今のご意見は、出てきた回答が回答になってない、あるいははぐらかしだと、あるいはすれ違いだということなんですよ。それに対する再度の回答を1月9日までにぜひ出してくれというふうにおっしゃったわけですよ。これねえ、どう言ったらいいのかな、何がすれ違いで何がはぐらかしでというのをやっても、何か今までもずうっとそれをやってきているんですよ。というふうに私は思ってますので。ご意見は何いましたので。

#### ○傍聴者（藪田）

いや、ちょっと待ってください。すれ違っているところはまた議論したらいいと思うんですよ。個別対応で別途お聞きくださいと、これは回答ではないと思うんですね。どういう計算式でどういう数値を当てはめてそれぞれ決めてきたんですかと、説明くださいという質問をやっておるのですから、当然それに対して回答をもらわなかったら、いや、それはまた別途聞いてもらったらいいやないですかと、これは回答ではないと思うんです。だからこれはすれ違いではないと。回答ではな

と思います。

○宮本委員長

わかりました。その点だけ河川管理者に聞きます。今回出ている質問に対して個別に問い合わせてくださいという回答は回答ではないということですが、これだけはきちっと答えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。個別に回答しますと言った意味は、お求めのデータであるとかそういうことについて、こちらとしては何をお聞きになっているかというのはわかっておりますし、今後お聞きしてきちっとご回答したいという趣旨で書いております。返さないとかそういうようなことではなくて、個別というか膨大な量をあの中に書き込むとか、そういうこともなかなかできませんので。

○宮本委員長

そうすると、それは個別にというか、今回は回答できてないんだけど後日まとめて、ほかの冊子というか別の資料で回答しますという意味ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

そのお聞きになっている内容についても、我々としてデータが整理できてないものもありますから、それについていきなりお示しするわけにはいかない部分もありますけれども、きちっと対応は、我々いつもふだんこの委員会だけではなくて、ふだんから事務所、整備局として意見をいただいておりますので、それと同じようにきちっとご回答はしたいというふうに考えております。

○傍聴者（藪田）

済みません。発言させてください。極めて初歩的な質問ですよ。1月9日に大戸川とか天ヶ瀬ダムをやるのであれば当然そんなことは回答すべきでしょう。

○宮本委員長

わかりました。それでは、これは、本当はここで会場の方とやりとりするというのは普通しないのだけれども、きょうは本当に回答を出し切るかどうかという議論をやったから今ここで詰めているんですけども、要するに個別に回答しますとか、まるで無回答だと基本的にはそうおっしゃっているわけですね。それについては、どうですかね、再度庶務の方にこれとこれについては、すれ違いとかはぐらかしはおいといて、回答じゃないんだということをほかの人も含めて出してください。それについて庶務も含めて我々と河川管理者との間で中身について詰めて、納得できるような対応をしたいと思います。よろしいですね。

では、次。

○傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」の浅野です。私も、今のご意見にあったように、そういうのが幾つかあります。これは要するに都合というのか理由はわかっているんですね。つまり、質問がいっぱいあってなかなか対応できなくてそのように逃げているということです。それと、例えばダムの建設時につくった転流トンネルについて、その竣工図を、つまり蓋をした竣工図を出せということをお願いしたら、これは施設保安上それができないというような回答がありましたけど、何かちょっとおかしいのと違いますかね。そういうふうに回答についてまだまともに向き合っていない、それは時間もなかったんだろうと思ってそれなりの対応をこれから求めるつもりですけれども、これは先ほどの方だけではないということを知っておいてくださいね。

これから本題に入りますが、岩倉峡の流下能力について意見書を出し、等流計算ですけれども、いろいろ河川管理者が出してきた条件を使って検討しました。それで、ちょっと入力ミスがあつて、結果的に少ない数値で流量が出てしまっている部分があるんですが、これはまたすぐに改訂版を書き次回委員会には渡るようにしたいと思いますが、結果的に $5,300\text{m}^3/\text{s}$ の岩倉峡の流下能力というものが検証できました。それは河川管理者が2年前の岩倉峡流下能力検討会の結果を受けて、今回私の質問に対しても、粗度係数0.037を採用するというふうに、今までの0.045から訂正されたわけです。しかし、それに基づいての計画高水位の流量は $3,100\text{m}^3/\text{s}$ であるとしておられます。完全にこれは間違っているというよりは、どこかでごまかしています。私が計算した結果を参考資料1に載せておりますけれども、番号は905です。

長くなるといけませんから簡単に言いますが、最低 $4,300\text{m}^3/\text{s}$ が計画高水位を使つての計算で出ました。いわゆる今までのいろんな説明が非常におかしかった、そして今河川管理者が言っている $3,100\text{m}^3/\text{s}$ というのは全くの虚構であるということがはっきりしてきました。島ヶ原計画高水量 $3,700\text{m}^3/\text{s}$ を超える岩倉峡の疎通量は、もともと存在していたとも言えるんです。昭和28年の東近畿大豪雨によって山から多くの岩石、土石流が下つて、その片づけができなかったために28年9月の逆流浸水被害が起こったのです。

○宮本委員長

済みません、浅野さん、ちょっと手短にお願いいたします。

○傍聴者（浅野）

はい。まあ結局それを今の伊賀市の議会対策などもあったり、石工さんたちが岩石を切り出して、実は開削しているわけなんですよね。その事実を私はもう前に意見書で出しておりますが、その中で流下能力がさらに拡大していったわけです。その結果こういうような流下能力がありますので、

本来上野遊水池でさえ必要でなかったと言えるんですよ。そういうことで、この流下能力について次回流域委員会が検討していただけることになると思いますが、その辺また私もバックアップできるようなデータを出しますのでよろしくをお願いします。

○宮本委員長

はい。それでは、あと。では、一番後ろの方から前にいきましょうか。あの一番後ろ。

○傍聴者（野村）

「関西のダムと水道を考える会」の野村でございます。川上ダムの長寿化容量のことでちょっと申し上げたいと思います。意見書を出しております、参考資料1の906番なんですけど、「川上ダム『長寿命化容量』と高山ダムの堆砂掘削」という題で出ささせていただいております、その中の906の3ページをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、ここに高山ダムの貯水池運用実績というグラフがあります。これは平成8年から平成17年までの10年間の高山ダムの水位をあらわしたものです。

それで申し上げたいことは、まず1点は、きょうの配付資料の審議資料1-2-2の52ページに書かれておりますように、河川管理者は高山ダムについては非洪水期だけにこだわらず、何せ大きなダムで堆砂量も大きいので、洪水期もやる可能性があると書いているわけですね。そうしますと、この洪水期、6月16日から10月15日を見ますと、夏期制限水位標高117mまで下げると、もう実際に下げているわけですね。しかし一方、それ以外の常時満水位は135mであるわけです。ですからここで18m一気に水位を下げているわけですね。毎年毎年これをやっているわけです。これは水量にしますと3,540万 $m^3$ です。

一方、川上ダムで予定しているのはたったの830万 $m^3$ ですね。830万 $m^3$ をこの高山ダムの湛水面積で割るとわずか3mです。ですから、その意味からこの洪水期にやるというのであれば、川上ダムの長寿命化容量というのもほとんど意味を持たない。堆砂状況につきましてはその下の、4ページをごらんいただきますと、このダムの縦断面図が出ているんですが、これでいきますと、もしこの117mまで下げれば、ダム湖の奥から3分の1ぐらいは湖底が露出するわけです。これだけ露出してくればもう十分な量を掘削できると思います。ですから、川上ダムはそういう意味では要らないということになると思います。

もう1点申し上げたいのは、きょう大阪市とかそんなのが出ましたが、その関係もあるんですけど、もし非洪水期にやるとした場合にどうなるかということなんですけど、これもグラフを見てくださいと、10年のうちで水位が結構低い年が結構あるわけです。先ほど申しましたように830万 $m^3/s$ はわずか3m下げただけですから、標高132mまで下げるだけです。それと比べると、そ

れより下回っている水位の年が結構たくさんあるわけです。ですから、何も慌ててやることはないと思うんですよね。これは高山ダムでもまだあと50年ぐらいは十分時間をかけてやれるわけですから、こういう水位の低い年を選んでやれば良いと思うんです。

もう1点は、もし仮に毎年のようにやりたいとした場合でも、先ほど申しましたようにわずか3mですから132mぐらいですね。そうすると、このダムに水がたくさんたまっているときということは、恐らく琵琶湖にもたくさんたまっていると思うんですよね。そうすると、この淀川の下流においては水利権の圧倒的な部分というのは実は琵琶湖に由来するものであるわけです。木津川水系は5つほどダムがありますが、その開発水量は全部合わせてもわずか $10\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいしかありません。高山ダムだけで見ると $4\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいしかありません。例に出してなんですが、大阪府は非常に余らせておられて、 $10\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいは十分余らせているんです。水利権を $30\text{m}^3/\text{s}$ ほど持ってまして $10\text{m}^3/\text{s}$ 以上十分余らせています。

そういう状況ですから、木津川水系のダムというのは淀川水系の全体の利水を考えて場合にはそれほど大きな意味を持っているわけではないんです。ですから、どうしてもことはやりたいというときがあれば、水位を132mぐらいでとめて、そこからずっと水平に持ってきさえすれば、あと琵琶湖からちゃんと来るような年であれば全然問題ないわけですね。そういう突っ込んだ検討をぜひお願いしたいと思います。ほかのダムでもいろんなことが言えると思いますので、その辺はぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○宮本委員長

はい。では、次の方。横の。今の方の前の方。

#### ○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょうは久しぶりに意見書を提出しています。「なぜ大戸川ダムと川上ダムはつくり余野川ダムはつくらないのか？」という意見書です。内容はつまり、余野川ダムのシミュレーションによりますと、戦後最大洪水で戸ノ内で計画高水位を超えます。けれども河川管理者は、計画高水位を超えることに対して余野川ダムではなく下流の堤防補強で対策をするという結論になっています。何がなんでも計画高水位を超えてはいけないというのだったら、なぜ余野川ダムはつくらないんでしょう。大戸川ダムと川上ダムはつくって余野川ダムをつくらない理由は、どこが違うというんでしょうか。猪名川と淀川では違うんでしょうか。河川管理者は筋が通っていないと思います。そのほかの内容については、できれば読んでいただければ幸いです。

さて、河川管理者は、きょうは事業費についての資料を提出しています。天ヶ瀬再開発と大戸川

ダムがない場合の被害額は19兆4,800億円、川上ダムがない場合の淀川本川の被害額は21兆1,000億円、木津川の被害額は1兆9,400億円です。これらの被害額の算定は、堤防が計画高水位で破堤するとしたらということが前提になっています。これだけの被害が出ると言いながら、原案の堤防補強の事業費の見込みは、わずか800億円です。なぜ計画高水位で破堤するような堤防のままで放置するんですか。考えられる理由は2つだと思います。堤防が計画高水位以上で安全になってしまったら、ダムをつくる理由がなくなるからです。もう1つは、計画高水位では、実はめったに破堤しないからです。

河川管理者は、本気で堤防補強を考えているとは思えません。けれども、一般の住民は、堤防というものは堤防の高さいっぱい安全に流れるものだと思っています。まさか堤防の高さより1.5mや2mで破堤するものだとは思っていません。この認識の乖離を一体河川管理者はどうするんですか。原案の堤防に対する対策は十分だとはとても思えません。計画高水位を超えたらすぐダム、その考えを改めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○宮本委員長

それでは、その前。いつもの酒井さんの方からどうぞ。

○傍聴者（酒井）

いつもの酒井でございます。笑い事で今年も終わりたいと思います。1点だけ申し上げます。参加者の皆さんもうお疲れで、頭を抱えている先生方もおられます。河川管理者も聞いているのか聞いてないのかわからないような顔をして、早く終わってくれというように感じております。予算のことです。時系列的に考えますと、国交省の淀川水系河川整備計画の概算要求の閣議決定がいつでしたか。これはぜひお聞きをしたい。情報でははっきりしてないのです。この20日に調査官の井上さんの名前で数字が出てきました。私たちは、数字を出せ、バックデータを出せということでさんざん前委員会も含めて言ってきました、やっと出てきたのです。すごい金額が出ています。いままで何故出せなかったのか。先の閣議決定の本省に近畿整備局が出した概算見積もりが現場で十分な説明も無いまま、それがすんなりまかり通った。一般の住民から見ると、これだけの負担金、予算を国会が承認して、今後二、三十年の整備計画が淀川、琵琶湖でやられるということになります。先ほどもいろいろな意見が出ていましたが、一般の国民、住民の税金負担、水道料金も含めてですね、どういう使い道の金額になるのかということに関係自治体に説明をしてから、始めて、それを関係住民が納得できてこういう河川整備計画でいくということなら分かります。今、近畿地整のやりかたは、逆転しているのじゃないですか。一般住民をばかにするな。

以上です。

○宮本委員長

はい。では、その前。

○傍聴者（近藤）

木曾川水系揖斐川の流域から来ました近藤ゆり子と申します。3点、できるだけ短くしようと思っております。

何回か申し上げておりますけれども、川上ダムは水資源開発促進法、それから独立行政法人水資源機構法に基づく水資源機構ダムです。これは結構重要な問題でして、新規利水がなければ事業者は変えざるを得ないはずで、川上ダムはほんのちょっとだけまだ利水者が残っておりますが、丹生ダムみたいに総撤退になっても、まだ水資源開発事業交付金で、そういう形で治水から水資源機構事業として水資源機構にお金が払われている、継続している、この状況というのは非常にわかりにくいです。

そして2003年には、独立行政法人水資源機構法施行令、いわゆる撤退ルール18条から42条。しかし、撤退を表明した利水者もなぜかこれを発動しようとはしない。公文書は出さない。議会とか記者会見では撤退、撤退と言うけれども、公文書は出さない。それで水資源機構事業として継続し続けていると。それを前提にまた新しいいろんな目的が出てきている。非常にわかりにくいし、そもそも利水者が自己負担でやるのが都市用水の開発だったはずなのに、いつの間にやら全然関係ない水系の私たちもお金を払わされているという状況に関しては、わかりにくい。今河川管理者に対して、例えば大阪市からの聞き取りとかいうのがきょうも問題になっておりましたけれども、河川管理者が、今言った法律とか水資源開発基本計画フルプランの責任部署ではないことはわかっております。その上で、しかし水資源機構、水資源開発公団のトップはいつも河川局局長から行っていらっしゃることも含めて全く関係ないという話ではないし、ここのところはきちんと整理していただきたい。

平成14年秋にとまっていたフルプランの淀川部会がこの11月26日によく動き出しました。平成14年秋に発出した関係各府県への水需給想定調査票はどうなってますかと、あれをそのまま回報していただくんですかと、実はきょうの朝聞いたんですけれども、今のところ未定でございますという返事でした。5年も前のやつを出してもらったってしょうがないだろうというふうに私は思っております。こうしたこともきちんとわかりやすくしっかりと出していただいて、各府県、大阪市なんかは政令都市ですからそれで独自に出すんですけども、そういったことも積み上げて本当に川上ダムの利水のことは議論していただきたいなというふうに感じております。

2点目、そして今わずか残っている伊賀水道のことなんですけれども、川上委員もおっしゃって

いたように411円/m<sup>3</sup>という非常に目ん玉が飛び出るほどびっくりするような水価というのは、この事業費増額の前から言われております。今回、事業費増額があればより負担が小さくなることはない、どのくらい大きくなるかはアロケーションがよく出てないのでわかりませんが、小さくなることはない。その411円/m<sup>3</sup>について、2003年4月11日の、北川知事から野呂知事への三重県の事務引き継ぎ書で、受水市町村が負担できるかどうか不安ですと企業庁ははっきりとおっしゃっていて、その三重県企業庁は、長良川河口堰の未利用水をいまだ処理できなくて苦しんでおります。それで一般会計から補填していることを実質やっております。今のまま伊賀市が「要ります」みたいなことを言っても、本当に伊賀市がお金を出して受水できるのか、するのか、これはわかりません。こういった状況の中で、いや、まだ伊賀市が伊賀水道が要ると言っているからやっぱり水資源機構ダムでいきましょうみたいなのは到底容認できません。

それから利水安全度向上という話で、木曽川水系でもさんざんやられましたけれども、今ある水源で足りているし、大都市の需要量というか実際の給水量は年々減っています。名古屋市なんかは、人口は増加していますが配水量は減っております。売れる、要するにお金になる量は年々歳々減っているのが現実なんですね。この中で、もしかしたらひょっとしたら少雨化で起こるかもしれない大渇水のためにお金を負担するのかというのは、まじめな議論としてやらなければいけないはずなのに、何となく「渇水のときにあつたら断水しなくていいんじゃないの」というイメージでやられていることに関しても、これは問題だと思ってます。

3点目、それも含めてなんですけれども、利水においてはほとんどもう勝負ついたと私は思っています。要らないんです、はっきり言って。それが水資源機構ダム、要するに水資源開発促進法に基づくダムであるから、なおも利水を残し、そしてそれがぐあい悪くなるというんな目的が出てきた。アセットマネジメントを先んじてやるんですか、何か知らないけども、当初の目的とは全然違った話が、ダムをつくることを前提にぼろぼろ出てくる。このやり方はいいかげんにやめていただきたいということを、木曽川水系でさんざんやられた一人の納税者として強く申し上げたいと思います。

以上です。

#### ○宮本委員長

もう大分時間が超過していますので。あと何人かおられますね。では、前の方から。

#### ○傍聴者(荻野)

荻野でございます。きょうは質問書を2つ出させていただいております。1つは907番の質問書(6)と900番の質問書(5)でございます。質問書(6)について非常に熱心に討議をさせていただいて結構かと思っております。質問書(5)については、丹生ダムについてですが、宮本委員長にはっ

きりと河川管理者に聞いていただきたい点が1つだけあります。それは、高時川頭首工の基準渇水流量は何 $m^3/s$ ですかという質問です。高時頭首工の基準渇水流量は、高時頭首工で許可水利権を与えたときの根拠になる数値でありますから、はっきりと委員長から河川管理者に聞いてください。きちっと何 $m^3/s$ ですと答えをもらってください。昭和28年の渇水基準年の流況から自動的に出る数値です。これをひとつよろしくお願いします。

2つ目です。質問書（6）についていろいろ議論をしていただきました。非常にはっきりと要点を絞って議論をしていただきました。まことに結構なことかと思えます。内容はもう既に皆さん御存じのように、大阪市の水利権の一部を伊賀水道用水に転用して譲渡するということです。これはある意味では少し経済も絡んできますが、大阪市が青蓮寺ダムに1.035 $m^3/s$ の水利権を得るために建設費の負担金として26億円払っております。毎年の維持管理費として8,000万円を毎年支払っています。水利権を確保するというのは、必ず後ろに建設コストと毎年の維持管理費というのがかかります。大阪市は全水利権に対して約1,000億円の投資をしております。これは36 $m^3/s$ ぐらいの水量を確保するのに必要だったコストです。当然伊賀市も、もし川上ダムに参加されるとすれば、建設負担金、現在95億円と言われてますが、あとどれぐらいになるかわかりません。それから毎年のダムの維持管理費、これはどのぐらいになるかまだ聞いておりませんが、2億とか3億とかそういう数字であろうかと思えます。そういう経済のことも考えもって議論していただきたいというふうに思います。

転用に関して河田委員がおっしゃったように、もっと水融通を考えたらどうだということですが、このことについては、私どもは去年、前委員会で取りまとめました「水需要管理の実現に向けて」の中に転用のあり方について詳しく書いてございます。一気に何 $m^3/s$ 転用というふうに渡すようなことは、河田委員がおっしゃるような難しいわけです。例えば3年とか5年間の間、農業用水の場合はよくこういうことをやるんですが、“みためし”期間というものを置きます。この間は1 $m^3$ 当たり何ぼで、何程必要かを3年なり5年なりの間様子を見て、これで大体こんなものが必要だとなれば、それを確定水利権という形で転用するというふうな形が妥当かなと思えます。

緊急水の水融通のパイプをつなぐということを、意見書の中では提案しています。これは大阪府、大阪市さんがパイプをつないでいるように、もうちょっと広域でパイプをつないだらどうだというようなことが考えられたんですが、実はこれ比奈知ダムのところで案として出しております。綾委員も認められたように、やっぱり青蓮寺用土地改良区のパイプラインを利用させてもらってでつなぐのが一番コストも安いし問題も少なく、経済的にもいいし、大きな問題もないだろうということで提案しています。比奈知からの水融通については、今回は提案していませんが意見書には書

いてございます。

それから、ちょっと長くなって申しわけないんですが、河地委員と川上委員の中でちょっとディスカッションがありましたが、私は農業用水の転用は提案していません。農業用水の転用は大変ややこしいことがありまして、河川管理者が調査したように930万 $m^3$ ほとんど全部使っているような形になっております。有効に使われているかどうかは別にして、930万 $m^3$ を全部農業用水の形でたん取水していますので、むしろ大阪市の1.035 $m^3/s$ の方がより有効ではないかなと思います。その際、毎年8,000万円の維持管理費用を負担しているわけですから、その3割ですから2,000万円とかいう形を伊賀市さんが負担をするというようなことも、当然のこととして考えてもらえればいいのではないかと思います。

余り大きな水利権をもらってもえらい負担ばかりかかるので、0.3 $m^3/s$ も要らんと、暫定水利権で今言っている0.1 $m^3/s$ 何がして十分ですよということになれば負担金も少なくて済むと、お互いに知恵を絞りながらどういうところが必要かというのを“みためし”期間の中で煮詰めていって、いいところを落としていけばよろしいかと思います。河川管理者はこの程度の調整はぜひしてもらいたい。これまで、こういうことまで嫌がるような河川管理者は、我々としてはどうも利水管理という面においては信頼できないのではないかなと思いますので、宮本委員長におかれましては、この程度の簡単なといいますか、我々でも考えられるようなことですから、その労をとっていただきたいように谷本河川部長にお願いしてもらいたいなと思っています。

ちょっと長くなって申しわけないんですが。

**○宮本委員長**

時間があれなのでもうちょっと手短にお願いします。

**○傍聴者（荻野）**

はい。みんなが納得するような結論を得ていただきたいと。委員の皆さんが、ああ、なるほどそうやと、これやったら納得できるというところまで委員会で議論を煮詰めてください。納得できないまま見切り発車のような形でどこか変な方向に向かって、まあしょうがないというふうな形だけは絶対とっていただくはないということでございます。

以上です。

**○宮本委員長**

はい。それでは、最後お願いします。

**○傍聴者（今本）**

今本です。必ず3分以内に終わります。1つは、この委員会への注文です。きょうは川上ダムに

についての議論ということで最初に5つのテーマが挙げられてました。ダムの問題にはいろいろありますけれども、治水と利水が核心だと思います。そのうちの1つの治水についてきょうは触れなかった。次回以降触れるということですが、きょう触れなかったことは、何だかことしの漢字の一字の「偽」のような気がして、不当表示のような気がします。少しでも治水についての議論をしていただきたかった。

2番目の利水についてはかなり核心に迫った議論をしていただいて、非常に興味深く聞かせていただきました。そのときに思ったのですが、この委員会は当初から、できるだけ広い分野の方から意見を積極的に聴取するということがモットーにしておりました。残念ながら、京大の防災研究所に所属する委員の方は非常に消極的なように感じました。かつて私も所属していただけに意外でした。河川管理者だとかあるいは何々期成同盟といったフィルターを通じて意見を聞けば、それは表面的な意見です。委員会が知りたいのは、本音のことだと思うんです。ぜひ委員の皆さんが積極的に意見を聴取するようにしていただきたい。

かつてのこの委員会は、いろんな方に来ていただいて意見を聞きました。また、委員が、例えば福岡に行って節水の状態を聞きに行きました。結果として1日の消費量が非常に少ないにもかかわらず、市民はそれほど困っておられなかった。ちょっとしたことによって全体の需要は減るんだということがよく理解できました。しかも、日常生活に何ら痛痒はないという貴重な結果を見聞することができました。それ以外にも委員が積極的にいろんなところへ行って聞いているはずですよ。必ず本音を聞くようにしていただきたいと思います。

それから、河川管理者の最近の受け答えを見ておきますと、どうもこの委員会をどうでもいいというふうに思っているんじゃないかという節々が思い当たります。いいかげんに言わせておいて、まあダムはつくるよとか思っているのかもわかりませんが、せっかくこの委員会をつくったんですから意見を尊重していただきたい。決断するのは確かにあなた方です。しかし、せっかくつくった委員会、これだけ委員の方が一生懸命やっておられるわけですから、その意見をできるだけ尊重するよう希望いたします。

それから庶務です。先日庶務のホームページ、このごろちょっと使いにくくなっているんですけども、きょうの図面なんか見ましても非常に見にくいですね。ところが、翌日にすぐホームページに載っております。これは庶務に感謝申し上げたいと申します。

以上、これからもこの委員会が、これからのいよいよ正念場ですので、しんどいでしょうけども頑張ってください。期待しております。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。大分これも時間が超過して、もうほぼ5時間近くなるんですかね。お疲れさまでございました。それでは、まだまだ議論があるんですけども、一応ことしの委員会はこれでおしまいということですので庶務にお願いいたします。

5. その他

1) 今後の委員会スケジュール

○庶務 (日本能率協会総研 前原)

庶務より次回委員会の日程についてお知らせいたします。その他資料をごらんください。来年の1月9日水曜日15時半より第70回委員会が開催予定となっております。以上でございます。

6. 閉会

○庶務 (日本能率協会総研 前原)

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第69回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 8時50分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。